

資料紹介・島地黙雷ゆかりの願教寺所蔵の足尾鉍毒事件関係書類

Letters of the Victims of the Ashio Copper Mine to SHIMAJI Mokurai, a Buddhist Priest of Gankyō-ji Temple

安溪遊地・井竿富雄*

ANKEI YUJI & IZAO TOMIO*

はじめに——研究の方法

ここに紹介するのは、岩手県盛岡市北山の古刹・北峰山願教寺（住職・島地興霖師）所蔵の史料の一部である。今回の資料紹介の中心をなすのは、一九〇二（明治三五）年、願教寺の第二五世住職であった島地黙雷（しまじ・もくらい、一八三八―一九一一）らにあてられた、「足尾銅山鉍業停止請願之標準書」と題する意見書である。

稿を起すにあたって、山口県出身の宮本常一先生が常々警鐘を鳴らしておられた「調査地被害」について自戒をこめて再読して、私たちの研究の姿勢、ことにフィールドワークの進め方の基本を確認しておきたい。

調査というものは地元のためにはならないで、かえって中央の力を少しづつ強めていく作用をしている場合が多く、しかも地元民の人のよさを利用して略奪するものが意外なほど多い（宮本・安溪、二〇〇八、三四頁）。

持って帰ったまま返さないという例は、全国いたるところにあった。そのほとんどは、地方大学の先生たちであった。……古文書がそのような状態であるから、めずらしいものが借用されればなしになったり、盗まれたりする例は限りなくある。「ちょっと貸してくれ」といって借りていったもので、戻って来たものはほとんどないという（同書、三二頁）。

調査の目的はいろいろあるにせよ、地元の人たちの立場にたち、地元

の人たちのことを心から案じてなされる調査は、意外なほど少ないようである。

もとより調査は、相手にこびるものではないから、調査地に対する正しい批判はなされなければならない。そしてそのことで、地元の人が立腹したとてやむを得ない。しかしそういうことは少なく、むしろ事実の曲げられることを地元の人はいくもおそれている（同書、二九頁）。

島地黙雷は山口県出身の真宗僧侶である。幕末維新期の激動の時代に、討幕派の長州藩のもとで活動し、その後維新前後では浄土真宗西本願寺派の教団改革・他の宗教組織に学んだ近代化などに尽力し、明治初期の廃仏毀釈の嵐を押しとどめた長州僧たちの中で中心的な役割をはたした人物である（安溪・安溪、二〇一一、一七九―一八一頁、Ankei et al., 2012）。なお、入手しやすい評伝として村上（二〇一一）がある。

足尾鉍毒事件と田中正造

足尾鉍毒事件といえば、まず想起されるのは田中正造（一八四一―一九一三）である。衆議院議員を務めた田中正造の超人的努力によって足尾鉍毒事件は社会的に明るみに出た。これに対して、政府と鉍山所有の古河財閥は、一応の措置を取ったと声明はしたが、有効な対策と責任ある対応を取ったとはいえなかった。古河鉍業は「粉鉍採集器」を設置したが効果は上

* 山口県立大学大学院国際文化学研究科教授 Professors at the Graduate Schools of Intercultural Studies, Yamaguchi Prefectural University

がらず、政府側も明治三〇年と三五年に鉍毒調査会を設置したものの、外貨獲得の手段として重要な鉍山を閉鎖することはできないという基本的な立場であったから、被害民救済の効果をあげることはなかった。結果として鉍毒被害地のうちの谷中村は、国家に接収され鉍毒のため池「渡良瀬川遊水地」となり、地図の上から消されてしまった。だが、そこに至るまでの当時の日本政府や古河鉍業の行ったことは田中らの行動によってすべて歴史に残り、近代の公害事件の重大な一例として記憶されるに至った。この鉍毒事件に関して、岩波書店から刊行されている『田中正造全集』（田中正造全集編纂会編、一九七七―一九八〇）をみると、他にも救済請願の意見書が残されている。しかるにこの意見書の宛名には、田中正造の名前はない。名前が挙がっているのは、谷干城・島地黙雷・三好退蔵・島田三郎の四人である。

これには時期的な問題もあるのではないかと考えられる。一九〇〇（明治三三）年二月二三日、鉍毒被害地住民は、当時「押し出し」と称して大挙請願上京を企て、官憲と衝突する「川俣事件」を起こした。住民の中にはこの事件の被告人となるものも出た。この請願を提出した人々のうち、家富元吉と野口春蔵は川俣事件の被告人となっている。一九〇一（明治三四）年には、川俣事件の裁判に憤慨した田中正造が法廷で起こした「あくび事件」により田中自身が刑事被告人となることになった。さらにこの年一月二三日、田中正造は衆議院議員を辞職し、一月一日、死を覚悟しておこなった「天皇直訴事件」で社会的に大きな衝撃を与えた（ウェブページ、佐野が生んだ偉人田中正造）。『田中正造全集』には田中正造の日記やメモ・書簡が収録された巻がある。しかし、この意見書が出された一九〇二（明治三五）年の日記だけが発見されていないのである。日記が残らなかった理由が何であれ、上記のとおりこの時期は田中正造にとって容易ならざる時期であったことだけはよくわかる。

また、鉍毒問題についても、一進一退と言うべき状況であった。鉍毒被害者救済運動は内村鑑三などのキリスト教関係者や仏教関係者を巻き込み大きく発展した。大学生による現地視察なども行われた。しかし、路線の違いをめぐって分裂や対立が存在し、むしろ現地住民の運動を過激に過ぎると非難する者もいた。これは、一九〇二（明治三五）年に当時の桂太郎内閣が鉍毒

被害の調査機関（この意見書に出てくる「鉍毒調査会」）を設置することを約束したことなどもあると言われている（大澤、二〇一三）。そのため、公私にわたる事情で、田中正造自身は鉍毒事件のために陳情を受け入れる状態ではなかった可能性が推察できる。

意見書の署名者と名宛人

しかも、この意見書の提出人となっている人物は、田中正造とさわめて近い関係にあるものが多い。『田中正造全集』一五巻・一六巻の解説文には、書簡に出てくる人物の略伝が詳細に述べられている。この意見書に名を連ねた人々のうち、稲村忠蔵・杉山新吉・家富元吉・岩崎佐十・野口春蔵の氏名がそこにはある。特に、岩崎佐十と野口春蔵は田中正造に厚く信頼された人物であった。岩崎は田中の死の床を看取り、野口は田中に「大義人」とまで呼ばれたほど信頼されたとある。つまり、田中正造と関係ある者たちが、今回鉍毒調査会が政府に設置されるにあたり、公私ともども動けない田中正造の意をくんで行動していた可能性もありうる。

この意見書のあて名になっている人々も、鉍毒問題では有名な人であった。島田三郎（一八五二―一九二三、ジャーナリスト・新聞経営・衆議院議員）は、田中正造とこの問題で共闘関係にあった（とはいえ、運動の方法などに関しては、必ずしも田中と意見を同じくしなかったようである）。一九〇一（明治三四）年には田中正造と現地を視察し、一九〇二年にはここに出てくる谷干城や三好退蔵とともに桂首相を訪問した、と島田の伝記は伝えている（高橋、一九八八、一四〇―一四一頁）。そのうえ、島田は青年時代、島地黙雷とともに、ヨーロッパ帰朝者の団体である「共存同衆」に属していたことがあった（高橋、一九八八、五頁）。谷干城（たに・たてき／かんじょう 一八三七―一九一一）は西南戦争の熊本鎮台司令長官をつとめるなど元来軍人だったが、農商務相などを務め、一八九七（明治三〇）年という、比較的早い時期から足尾鉍毒事件にもかかわっている。三好退蔵（一八四五―一九〇八）は元来司法官であったが、退任後弁護士となり、鉍毒問題では農民の側に立ったという。そして、谷について宛名の二番目に書かれているのが島地黙雷である。黙雷の評伝を書いた村上護は、足尾鉍毒事件関係の事績

として、次のものを挙げている(村上、二〇一一、二三四、三〇八頁)。

・一九〇一(明治三四)年二月 鉾毒被害地を訪れる。帰京後ただちに被害者救済をいかにするかで、正造と会い相談している。そして鉾毒被害民救恤同盟協議には進んで出席した。また鉾毒被害者救済演説会などで演説している。

・一九〇二(明治三五)年一月 足尾鉾山視察。

田中正造の日記の中にも黙雷の名前が出てくる箇所が存在し、一九〇一(明治三四)年四月一六日の項に「島地黙来」と表記されている(全集一〇巻、二六一頁)。ここから、正造の天皇直訴事件で足尾鉾毒事件が社会の耳目を集める以前から、黙雷と正造には接点が存在したことがわかる。願教寺に残されている黙雷の日記と照らし合わせれば、この日に黙雷と田中正造が実際にあったかどうかは判然とすると考えられる。

島地黙雷筆「虎の話に因んで遂に鉾毒の惨状に及ぶ」

黙雷は、正造の天皇直訴事件の一週間後の一九〇一(明治三四)年二月一七日に、鉾毒の激甚被害地である谷中村、海老瀬村などの渡良瀬川の沿岸の村々を訪れている。その時の状況を綴った文章を、翌明治三五年が寅年であったことから、虎をめぐる故事にかこつけ「虎の話に因んで遂に鉾毒の惨状に及ぶ」として発表した(『島地黙雷全集』第一巻、五二八〜五三四頁)。やや長文であるが、以下に鉾毒にかかわる末尾の部分を用用しておきたい。

(前略)鳥にして猶虎の名を得る程なれば、人類にても、尤も惨毒を社会に流し、多数の人民を傷殺・苦惱せしむる者あれば、これを人虎というも不当に非ざるべし。併し、是れ迄我等の人名に、虎の字を附けたる者、古今数多くありしなれ、別に残忍を意味せしに非ず。武人の上杉輝虎(謙信)、加藤虎之助(清正)、僧侶には師錬の虎関、婦人には大磯の虎女、近世にては藤田東湖の虎之助、吉田松陰の寅次郎の如き、虎の名にて一世を轟かしたる者、枚挙に遑あらず。今は必要に非ざれば之

を略すべし。

予は、終りに臨んで一事の示すべき事あり。『家語』に、孔子が曾て泰山の下を過ぎられしに、一婦人の切に慟哭する者に逢はれたり。其の所以を尋ねられしに、婦人は答へて曰く、吾は至極の不幸に接せし者なり。先づ舅を失ひ、次に夫を失ひ、後に我が子を失へり。三人共漸次虎の為に害されて、死に至りしと云ふ。孔子は之を憐み、更に問ふて曰く、此の如く屢々虎害に逢ふ程ならば、何ぞ速に此の地を去らざるやと詰責せられたれば、婦人は答へて曰く、幸に苛政なき故、夫が為に春恋して去ること能はずと。此の時孔子は大に歎じて、甚矣哉、苛政の民を賊する、実に虎の害よりも猛悪なるかとの玉ひし由。

余は此の語に由て考察するに、彼の足尾銅山鉾毒被害地の惨状の如き、真に虎害よりも百万倍の惨虐をなす者なり。余は旧臘十二月十七日、同友数名を伴ひ、最も被害劇甚地と称する渡良瀬川沿岸の諸村、谷中・海老瀬・川辺村等を巡視したるに、其の惨状は実に言語に絶せし有様にて、殆んど落涙の潜々たらざるを得ざりしなり。桑苗は皆枯れ、稲梁は登らず。河中には一匹の魚鼈だに居らざる状況、満村皆瀕死の困厄に陥りし者なり。予取敢へず口占して曰く、「桑は枯れ稲はみのらず渡良瀬の、川に小魚の影だにもなし」と。惨状豈憐れむべきに非ずや。

聞く、足尾銅山に於ける捨石の如き(百分の六の良鉾掘出の儘を放棄する物を捨石と云ふ)、明治十五年以来、其の良鉾掘出の多量なるが為に、捨石も亦多量にして、年々歳々捨石を以て溪谷を埋め立て、遂に捨石場に欠乏を告ぐるを以て、鉄路を延長して之を他所に運搬し、他の溪谷を埋めて、他も亦狭隘を告ぐるに及び、次第に鉄路を延長して遠方に運搬せるに、其の車数は大抵一日五百車なりと云ふ。過ぐる二十年九月には、京子内と称する一大凹処を填塞し(長さ三丁、幅一丁、深さ六十五尺)、尋で其の処より二百八十尺を距りたる高木原と云ふ所に運搬して、溪谷を填充し居れり。然るに、距離遠隔の所に運搬すれば、其の費用は近距離の所に運搬するに数倍すれば、之を力めて近距離の所に捨てんとするも、已に近所は填充し捨つべき間地なく、抛なく遠方に運搬することど、なれり。就ては鉾山の当局者は、力めて近距離に投ぜん

ことを欲し、大雨の襲来を待ちて、之を渡良瀬川に崩壊、流出せんことを謀れり。然れ共、此の捨石なる物は、凝集性を有するが故に固と粘着して大盤石となり、頗る強固なる地盤を構成して、如何なる大雨に逢ふも、崩壊・流失せざるが故に、彼等はダイナマイトを使用して之を破壊し、大雨に乗じて、之を渡良瀬川に投入・流出せしめたりと云ふ。

即ち、明治二十三年八月の洪水の時は、本口及び京子内大半の捨石を、昼夜百余の工夫を以て放流し、二十四年九月三十日の大水の時も同断。其の後は大洪水なき故、捨石非常に推積したるが故に、高木原迄鉄路を延長したるに、二十九年七月二十一日の大水に際し、雷雨の中に懸賞して其の幾分を放流し、八月十七日、又暴風雨中に数倍の人を増加し、ダイナマイトを用ゐて固着せる基礎を破摧せり。同年九月八日には全力を以て、遂に広さ一町毎に三町、深さ六十五尺の間に推積せる捨石を悉皆放流せりと云ふ。

あ、これ何ぞ惨憺残忍の甚しきや。真に言語道断、暴虐無道の甚しき者たり。是の如く、現に百分の六の鉍物を含有せる多量の捨石を以て、暴雨に際して之を渡良瀬川に放流せしむ。爰ぞ鉍毒の田野植物に毒を流さざるを得んや。誠に思へ、今にも若し多数の猛虎一時に現はれて人民を害するの報に接せば、誰か之を傍観に附すべけんや。直に駆虎除害の事に従ふべきは勿論なり。然るに、渡良瀬沿岸鉍毒の惨状は、猛虎の害と幾何ぞ。古来虎害の事を記するの書多しと雖も、未だ虎害の為に桑樹の悉く枯れたることを記せず。梁稻の実らざる事を記する者なし。又河中の魚鼈の皆無となりし事の如き、絶へて之を記するを見ず。然らば渡良瀬沿岸の惨状の如きは、真に百千の猛虎一時に現出するも、猶未だ見ることを得ざるの甚大惨状なり。之を奈何ぞ傍観坐視に堪ゆべけんや。聊か叙べて会友諸兄の同情を乞ふ。

のどけかるべき新春に干支の寅についての古今の伝承の蘊蓄を傾ける記事の終わり方として、これはいささか殺伐としている。しかし、黙雷は、前年末に突見した鉍毒被害地の惨状のすさまじさと、それが紛れもない人災であり、しかも嵐に乗じての意図的な汚染であることを知って、激しい憤りを覚

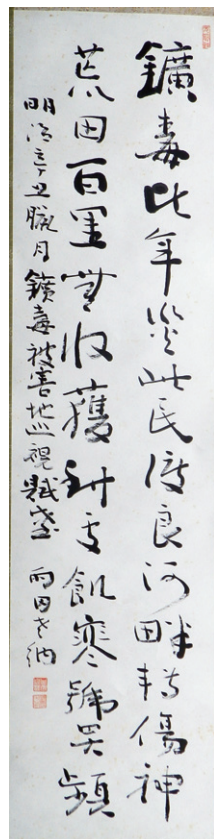
えたのである。まさに、「苛政は虎よりも猛なり」という孔子の言葉を借りて、鉍業主の暴虐とそれを放置する政府の怠慢とを指弾した文章であった。

鉍毒被害地を訪れた黙雷の和歌と漢詩

黙雷は、一九〇二（明治三四）年二月、訪れた鉍毒激甚被害地で、次のような和歌をつくった。

桑は枯れ稲はみならず渡良瀬の、川に小魚の影だにもなし

願教寺には、このおりに黙雷が作った七言絶句の漢詩が残されており、最近掛け軸として表装された（図1）。とくに難しい言葉はないが、仮訳をつけておく。四行目の五番目の文字は「號」の異体字である。



鉍毒比年災此民 鉍毒は毎年のようにこの人々に災いをなし
渡良河畔轉傷神 渡良瀬川のはよりは悲しみにあふれている
荒田百里無收穫 荒れはてた田は百里にわたって収穫がなく
對處飢寒號哭頻 飢えと寒さをむかえての号泣しきりである

容易には読めないほど達筆の軸が多い黙雷であるが、これはたいへん読みやすい筆致で書かれている。あるいは、被害民に与えるために書いたもの（の控え）であったかとも思われる。

添え書きには、明治三十四臘月鉍毒被害地巡視のオりの賦であると記している。「四」の字は、下部の横線のために「五」とも見まがうが、臘月とは一二月のことであり、一九〇一（明治三四）年一月十七日の視察を踏まえ

たものと考えられる。

署名の「雨田」は黙雷の号のひとつ、「老納」とは、年若い僧という意味である。この年、黙雷は数え六四歳、一月には、島地の姓のもととなった山口県徳地の島地村に村人たちが黙雷の閑居の場として「雨田草堂」を建立している。

「足尾銅山鉱業停止請願之標準書」および添付文書の紹介

願教寺に残された足尾鉱毒事件関係の史料には、前記の掛け軸のほかに、半紙をこよりで綴じたもの三種類がある。一番目は一九〇二（明治三五）年五月一日付けの「足尾銅山操業停止誓願之標準書」と題するものである。これに「御参考」として二つの文書が添付されている。そのひとつは「鉱毒被害地調査結了迄納税猶予願」であり、一九〇二（明治三五）年五月一日付けで、宛先は同年三月一七日に内閣総理大臣の監督下に「鉱毒ニ関スル実況及処分ノ方法ヲ調査ス」るため発足した「鉱毒調査委員会」の奥田義人委員長（当時の法制局長官）となっている。鉱毒被害地の地主総代たち多数が署名押印しており、猿島郡の古河町長と新郷村長が署名し公印を押している。この「猶予願」にさらに添付されていたのが「検査報告書」であった。これは、新郷村民が分析を依頼した土壤に含まれる銅分の一九〇二年一月一日付けの検査報告で、その結果は、乾燥重量あたり、一〇〇分の〇・〇一二二、すなわち、今の単位で言えば土壌一キログラムあたり一二二ミリグラム（一二二ppm）ということになる。この「御参考」とされたものは、小池（一九七四）の作成したリストによって、おそらく同じものが国立公文書館に所蔵されていると考えられるが、願教寺が所蔵する一組の史料として、ここに掲載しておく。

この「足尾銅山操業停止請願之標準書」は、鉱毒被害がどのように社会的に重いものなのかを詳細に述べていく。

例えば、一八九七（明治三〇）年八月二二日付けの『毎日新聞』には「足尾銅山鉱毒既往の損害に関する陳情書」が掲載されており、その項目をみれば、「一、漁業廃絶による栄養補足費の増加、一、穀菜その他飲食物の減失による栄養補足費の増加、一、財産減失による衣食住の欠乏、一、貧困急激

による身体の異状、一、貧困窮迫による浸害物喫食の害」等さわめて多岐にわたる具体的かつ深刻な被害が挙げられている（ウェブページ・佐野が生んだ偉人田中正造）。しかし、この「請願標準書」は、そのような個別の事例ではなく、ほとんど固有名詞をさえ排して、そうした被害を生み出すより根本の原因へと掘り下げたものとなっている。

二頁からなる鑑の文のあと、本文は、「人道及生命」「国法及権利義務」「天産及経済及鉱毒問題性質」の三部にわかち、四三頁にわたって述べている。一部、二部と終わりの三部では、筆跡が異なっており、数十か所にわたる訂正がなされている。訂正印は、すべて三番目の署名者の茨城県猿島郡新郷村総代・山本善松のものである。

この「足尾銅山操業停止請願標準書」なる意見書は、「公害」や「デモ」という言葉がなかった時代の民衆の渾身のメッセージの貴重な史料であり、詳細に同時代史料と照らし合わせれば、今後新たな発見があるものと考えられる。

この報告は、あらたに発見された史料の紹介に力点をおくため、詳細に立ち入ることはできないが、銅山の操業が、倫理からも、法律的にも、また経済からみてもいずれも許されざるものであることを切々と説いていて、一世紀余の時を隔ててなお読む者の胸に迫る力がある。

おわりに

ここでは、「人道及生命」の部からそのほんの一部を抜粋して現代語に訳するにとどめるが、「新聞」を「マスコミ」に、「鉱毒」を「メチル水銀」や「放射能」に置き換えれば、まさに今日の日本の現状と変わるところがないといつて過言ではない。

被害地に直接関係のある地方新聞の記者たちまで買収して、父と子がたたかうようにしむけ、同胞を激しく対立させて、人間としてあるべき姿の根本を破壊しつつあるのもまた、近頃の出来事である。

このあと、足尾銅山の鉱毒が銅だけではなく、ヒ素という猛毒成分も含む

という発見(ずつとのちにはカドミウムも発見される)に触れたのち、次のように述べている。

鉍毒というものは、はじめは普通の人の肉眼では見えないものであり、経験のない人には容易に認めることができないものである。だから、普通の人がこれに気付くほどになった時には、もうまるで不治の病気がかかった人と同じようなことになってしまう。こういうわけで、普通の人の眼では今年鉍毒の激しい所ではないと思われたとしても、これから年ごとに毒が重なってくると、現状から将来のことを断言することはできない。ところが、彼らは(金や地位のために)学問を曲げる者を雇って演説してまわらせ、素朴で律儀な政治家をたぶらかし、経験がなくて正直な知識人をだましているのである。このために官民の人々が正常な判断をできない心の状態になってしまうことで、問題の本質を誤解させるように努めて、日夜奔走してあちらこちらに出没しているという。そのため、近頃は、とんでもない説を載せた著書さえ世の中にあらわることが大変に多い。こういう悪漢の書いた本にだまされてしまう人も少なくないといわなければならない。これも暗黒社会のなせるところだから、いますぐに誰かれを恨むということではないのだけれど、人として人権を尊重して、被害にあつて生活に窮している人たちをわざと虐待するような悪事をさせないようにするべきである……

黙雷は、宗門内での大きな働きとともに、宗門の外に対しても、禁酒・女子教育・盲人教育・監獄教誨・死刑廃止等々啓蒙と慈善を旨としたさまざまな活動に熱心であった。しかも、「慈善の注意」として、それが名誉を求める競争のようになることを戒めて、「自ら為して自ら怨みず、自ら為して自ら楽しみ」と、今日ボランティアと呼ばれる活動の要諦を記している(村上、二〇一二、二二六頁)。

鉍毒被害地の現場を踏み、被害住民からの話を聞き、ここに紹介したような意見書を託された島地黙雷が、それを受けて具体的にどのように活動したのか、その言動の一端は上述したところであるが、それを裏付ける史料はま

だ多くはない。

このたび、願教寺に所蔵されている膨大な黙雷の日記の一部の閲覧を許されて、拝読したところ、一八九六(明治二十九年)年六月二十八日の項には、今朝、寺内(正毅)少将の欧州行にあたってその邸を訪問して送別と書いたあと、何人もの面会者の名前に続いて、次のような記事がある。

「三陸大海嘯被害者救恤募金演説開会於築地別院 山本貫通…… 并余出演」

明治の三陸大津波が起こったのが、この年六月一五日であったから、わずか二週間後には、本願寺築地別院において、被害者への募金のための演説会をもよおし、数人の論客とともに、黙雷も演説に参加していたことがわかる。一八九一(明治二四)年一〇月二十八日、濃尾地震に遭遇した折の日記では、当日中に京都と東京に安否確認の電報をうち、翌日から余震の続く中、市街の状況巡検に乗り出している。このたびの大震災にあたって、もしも黙雷が存命であったなら、どれほど活発な救援活動をくりひろげただろうかと思うとともに、その「自ら為し自ら楽しむ」姿勢に学びたいと強く感じるところである。

謝辞

このように、幕末から明治にかけての著名な宗教者であった島地黙雷の社会的な活動の記録について、貴重な生の史料に触れながら、いろいろ学ぶことができた岩手県内でのフィールドワークが可能になったのは、ひとえに暖かく迎えてくださり、このような形で刊行をご快諾くださった願教寺ご住職の島地興霖師とご家族のご厚意によるものです。山口県立大学大学院の鈴木隆泰教授、山口大学の安溪貴子非常勤講師のお二人には、フィールドワークの仲間として活発な議論をさせてもらうことができました。児玉識先生には、黙雷和上の手蹟の解説にあたっていつも変わらぬご指導を賜りました。龍谷大学の岩田真美講師には、資料の探索の援助をいただきました。研究経費の一部は、科学研究費補助金・課題番号二四五二〇〇六七「幕末維新期の長州真宗僧に関する史料と口承による総合的研究」によりました。みなさまのご支援ご鞭撻に心からの感謝を申し上げます。

引用文献

- 安溪遊地・安溪貴子、二〇一二年「越の国巡礼——幕末維新長州僧の足跡をたどる旅」『季刊東北学』三〇号、一六六～一九三頁
- ANKEI Yui, ANKEI Takako, CHUN Kyung-soo, SUZUKI Takayasu, IZAO Tomio, IWANO Masako, & Wilson Amy, 2012, Four Priests of Yamaguchi who Saved Buddhism in Early Meiji Era Japan: a Study on Shimaji Mokurai, Ozu Tetsunen, Akamatsu Renjo, and Kagawa Hoko』山口県立大学国際文化学部紀要』一八号、三二～五一頁
- 大澤明男、二〇一二年『評伝田中正造』幹書房
- 島地黙雷、一九七四（一九〇二）「虎の話に因んで遂に鉅毒の惨状に及ぶ」二葉憲香・福嶋寛隆編『島地黙雷全集』第二巻、五二八～五三四頁、本願寺出版協会
- 高橋昌郎、一九八八『島田三郎伝』まほろば書房
- 田中正造全集編纂会編、一九七七～一九八〇『田中正造全集』全一九巻・別巻一、岩波書店
- 宮本常一、二〇〇八（一九七二）「調査地被害——される側のさまざまな迷惑」宮本常一・安溪遊地『調査されるという迷惑——フィールドに出る前に読んでおく本』みずのわ出版、一三～三四頁
- 村上護、二〇一一年『島地黙雷伝』ミネルヴァ書房
- 引用ウェブサイト
- 佐野が生んだ偉人田中正造・その思想と行動
<http://www8.plala.or.jp/kawakiyo/index4.html>（二〇一二年一月一日閲覧）
- 小池政幸、一九七四「国立公文書館蔵『足尾銅山鉅毒事件』関係資料について」『北の丸』第3号
http://www.digital.archives.go.jp/support/pdf/kaitaiban_kitanomaru3gou_P36.pdf（二〇一二年一月一日閲覧）

牛込市ヶ谷田町
子爵 谷 干城殿
島地黙雷殿
三好退藏殿
島田三郎殿

栃木県足利郡毛野村総代
家富元吉
岩崎佐十
栃木県安蘇郡界村総代
野口春藏

今般足尾銅山鉍毒調査會設置セラレ候ニ就テハ
當局大臣及調査委員會ニ向テ吾々被害民ヨリ更ニ
請願スル多年ノ請願タル本問題ノ解決ニ要スル
事項標準写別紙ノ通御參考ニ供シ候間御一讀
ノ上被害民等ノ衷情御懇察奉仰候也

明治三十五年五月十一日

栃木県足利郡久野村総代
稲村忠藏
埼玉縣北埼玉郡利島村総代
杉山新吉
茨城縣猿島郡新郷村総代
山中善松
群馬縣邑樂郡渡瀬村総代

牛込市ヶ谷田町
子爵 谷 干城殿
島地黙雷殿
三好退藏殿
島田三郎殿

今般足尾銅山鉍毒調査會設置セラレ候ニ就テハ
當局大臣及調査委員會ニ向テ吾々被害民ヨリ更ニ
請願スル多年ノ請願タル本問題ノ解決ニ要スル
事項標準写別紙ノ通御參考ニ供シ候間御一讀
ノ上被害民等ノ衷情御懇察奉仰候也

明治三十五年五月十一日

栃木県足利郡久野村総代
稲村忠藏
埼玉縣北埼玉郡利島村総代
杉山新吉
茨城縣猿島郡親郷村総代
山中善松
群馬縣邑樂郡渡瀬村総代
家富元吉
栃木県足利郡毛野村総代
岩崎佐十
栃木県安蘇郡界村総代
野口春藏

足尾銅山鑛業停止請願之標準書

人道及生命之部

一冷カナル心ヲ以テセザレバ偏頗ノ弊ヲ免ヌカズトハ宜ナル言ト云フベシ然レドモ滋ニ人アリ暴力ト悪意トヲ以テ他人ヲ害シ財ヲ奪ヘ人ヲ殺スノ時之ヲ護ルモノ冷カナル緩慢ノ心ヲ以テテラ救ハントセバ救ヘ能ハズシテ終ニ財ハ奪ハレ人ハ殺サレシノミ何功カ之レアラシ苟クモ非命ニ死スル人命問題ニ對スルモノ宜敷誠實ト熱血トヲ以テ之レニ當ラザルヲ得ズ何ゾ冷カナル事ヲ用ヒンヤ鉞毒被害民ノ不幸ヲ見ヨ多年暴力家ノ為ニ苦メラレ又近年悪意ノタメニ苦メラレ今ハ人生ノ禍害災難一モ欠クルモノナクシテ終ニ非命ノ死ヲ免カザル程ノモノナリ然レドモ熱誠ト誠實トヲ以テ之レヲ救ハントセバ之ヲ救フニ難カラザルモノナルオヤ之ヲ救フノ法他ニアラズ宜敷先ツ人道ヲ

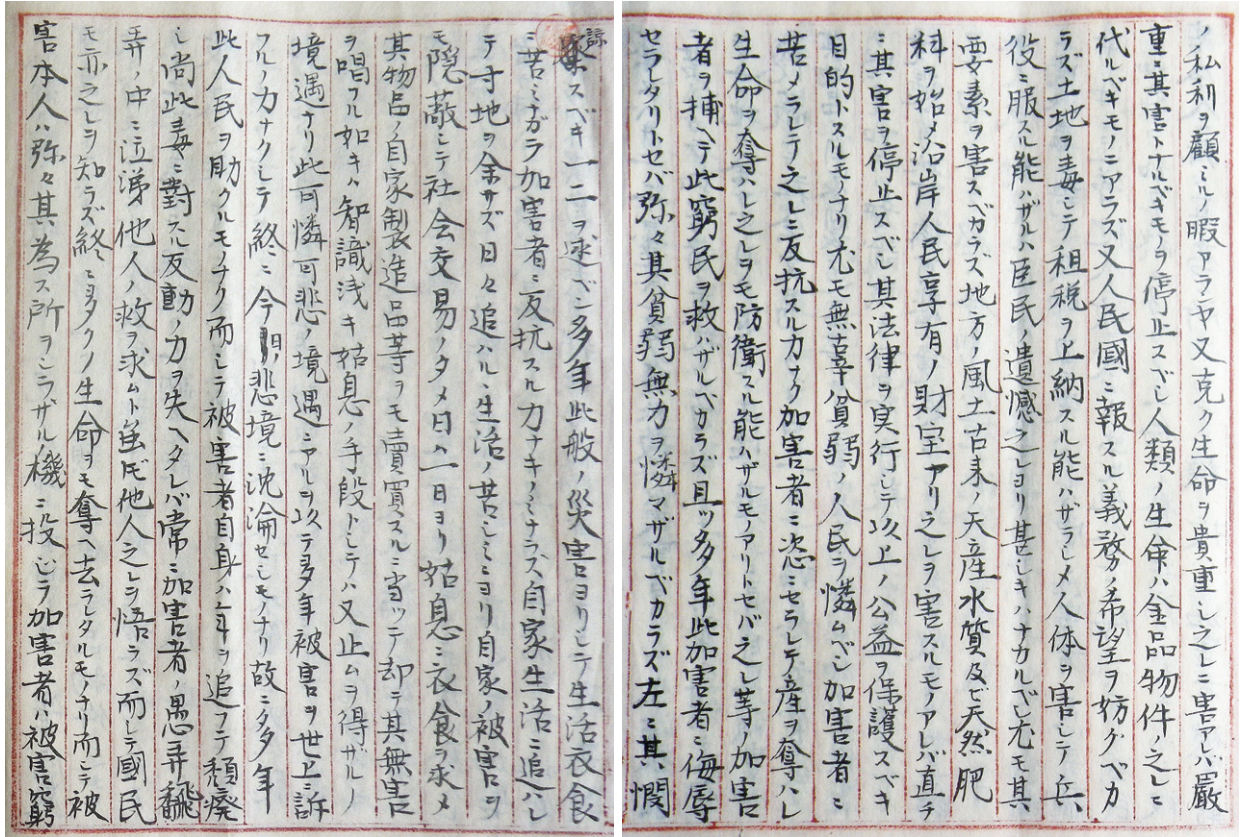
足尾銅山鑛業停止請願之標準書

人道及生命之部

一冷カナル心ヲ以テセザレバ偏頗ノ弊ヲ免ヌカズトハ宜ナル言ト云フベシ然レドモ滋ニ人アリ暴力ト悪意トヲ以テ他人ヲ害シ財ヲ奪ヘ人ヲ殺スノ時之ヲ護ルモノ冷カナル緩慢ノ心ヲ以テテラ救ハントセバ救ヘ能ハズシテ終ニ財ハ奪ハレ人ハ殺サレシノミ何ノ功カ之レアラシ苟クモ非命ニ死スル人命問題ニ對スルモノ宜敷誠實ト熱血トヲ以ッテ之レニ當ラザルヲ得ズ何ゾ冷カナル事ヲ用ヒンヤ鉞毒被害民ノ不幸ヲ見ヨ多年暴力家ノ為ニ苦メラレ又近年悪意ノ為ニ苦メラレ今ハ人生ノ禍害災難一モ欠クルモノナクシテ終ニ非命ノ死ヲ免カザル程ノモノナリ然レドモ熱誠ト誠實トヲ以テ之レヲ救ハントセバ之ヲ救フニ難カラザルモノナルオヤ之ヲ救フノ法他ニアラズ宜敷先ツ人道ヲ

重ンジ生命ヲ尊ビ財ヲ奪ヒ人ヲ殺ス事ヲ禁ジテ其ノ原犯ヲ根絶スルニアリ其法律ヲ實行スルニアリ故ニ一個慕人ノ為メ多数ノ良民ヲ害セシメズ人類ノ道義ヲ確認シ苟クモ故ナキ逃辞ヲ用ヘテ志士ノ諫争ヲ防セギ上下相通ズルノ道義ヲ妨ケル事ナケレバ之レヲ救フノ道ハ將ニ開ケントス先ツ被害激甚地窮民ガ被害慘状ニ陥リ衣食及子孫相續ニ関スル鑛毒慘状ハ極力之レヲ救護スルヲ目的トシ速カニ居住ノ安寧ヲ圖カラザルベカラズ若シ夫レ慘状ヲ名トシテ此人民ヲ逐ヘ払フヲ以テ救済策ノ得タルモノトセバ之レ人道地ヲ拂フノ時ナリ之レ却テ良民ヲ刑スルノ術中ニ陥ルモノナリ今正当ノ人道ヲ以テセバ古來ノ居住ヲ保護スルヲ至當トス法律又然トス而シテ被害地住民ノ為メ普通國民教育ヲ保護スベシ之レ勅語ニ於テ明々タルモノナリ而モ害アレバ嚴重ニ其害トナルベキモノヲ停止スベシ何ゾ個人

重ンジ生命ヲ尊ビ財ヲ奪ヒ人ヲ殺ス事ヲ禁ジテ其ノ原犯ヲ根絶スルニアリ其ノ法律ヲ實行スルニアリ故ニ一個慕人ノ為メ多数ノ良民ヲ害セシメズ人類ノ道義ヲ確認シ苟クモ故ナキ逃辞ヲ用ヘテ志士ノ諫争ヲ防セギ上下相通ズルノ道義ヲ妨ケル事ナケレバ之レヲ救フノ道ハ將ニ開ケントス先ツ被害激甚地窮民ガ被害ノ慘状ニ陥リ衣食及子孫相續ニ関スル相續慘状ハ極力之レヲ救護スル事ヲ目的トシ速カニ居住ノ安寧ヲ圖カラザルベカラズ若シ夫レ慘状ヲ名トシテ此人民ヲ逐ヘ払フヲ以テ救済策ノ得タルモノトセバ之レ人道地ヲ拂フノ時ナリ之レ却テ良民ヲ刑スルノ術中ニ陥ルモノナリ今正当ノ人道ヲ以テセバ古來ノ居住ヲ保護スルヲ至當トス法律又然トス而シテ被害地住民ノ為メ普通國民教育ヲ保護スベシ之レ勅語ニ於テ明々タルモノナリ而モ害アレバ嚴重ニ其害トナルベキモノヲ停止スベシ何ゾ個人



ノ私利ヲ顧ミルノ暇アラヤ又克ク生命ヲ貴重シ之レニ害アレバ嚴重ニ其害トナルベキモノヲ停止スベシ人類ノ生命ハ金品物件ノ之レニ代ルベキモノニアラズ又人民國ニ報スル義務ノ希望ヲ妨グベカラズ土地ヲ毒シテ租税ヲ上納スル能ハザラシメ人体ヲ害シテ兵役ニ服スル能ハザルハ臣民ノ遺憾之レヨリ甚シキハナカルベシ尤モ其要素ヲ害スベカラズ地方ノ風土古来ノ天産水質及ビ天然肥料ヲ始メ沿岸人民享有ノ財宝アリ之レヲ害スルモノアレバ直チニ其害ヲ停止スベシ其法律ヲ実行シテ以上ノ公益ヲ保護スベキ目的トスルモノナリ尤モ無辜貧弱ノ人民ヲ憐ムベシ加害者ニ苦メラレテ之レニ反抗スル力ナク加害者ニ恣ニセラレテ産ヲ奪ハレ生命ヲ奪ハレ之レヲモ防衛スル能ハザルモノアリトセバ之レ等ノ加害者ヲ捕ヘテ此窮民ヲ救ハザルベカラズ且ツ多年此加害者ニ侮辱セラレタリトセバ弥々其貧弱無力ヲ憐マザルベカラズ左ニ其憫

諒スベキニ二ヲ述ベン多年此般ノ災害ヨリシテ生活衣食ニ苦ミナガラ加害者ニ反抗スル力ナキノミナラズ自家生活ニ追ハレテ寸地ヲ余サズ日々追ハル、生活ノ苦シミニヨリ自家ノ被害ヲモ隠蔽シテ社会交易ノタメ日ハ一日ヨリ姑息ニ衣食ヲ求メ其物品ノ自家製造品等ヲモ売買スルニ當ツテ却テ其無害ヲ唱フル如キハ智識浅キ姑息ノ手段トシテハ又止ムヲ得ザルノ境遇ナリ此可憐可悲ノ境遇ニアルヲ以テ多年被害ヲ世上ニ訴フルノ力ナクシテ終ニ今日ノ悲境ニ沈淪セシモノナリ故ニ多年此人民ヲ助クルモノナク而シテ被害者自身ハ年ヲ追フテ頹廢シ尚此毒ニ對スル反動ノ力ヲ失ヘタレバ常ニ加害者ノ愚弄弄弄ノ中ニ泣涕他人ノ救ヲ求ムト雖ドモ他人之レヲ悟ラズ而シテ國民モ亦之レヲ知らズ終ニ多クノ生命ヲモ奪ヘ去ラレタルモノナリ而シテ被害本人ハ弥々其為ス所ヲシラザルノ機ニ投ジテ加害者ハ被害窮

民ノ心ヲ見抜キ之ヲ惑ハシ誑カシ其渴スルモノニ飲ラス、メ窮スルモノニ非理ノ金ヲス、メ之レヲ受ケザレバ暗夜謀殺ノ害ヲ受ケシモノスラアリ或ハ之ヲ悲ミテ終ニ縊シテ死スルアリ或ハ狂トナルアリ今ハ此般ノ窮民ニ至リテハ慈善家ト加害者トノ區別スラモシラザル程ニ至ラシメ而モ尚保護者トシテ毒ヲ監セズ被害民ノ挙動ヲノミ監スルコト甚ダシキ今日ニ至ラシメントハ何等ノ目的ニ出ズルモノナルカ偶々被害地視察員至レバ地方官等ノ案内ハ常ニ被害ノ要所ヲ見セザルヲ以テ常トセリ地方税吏奔走公賣未納処分ニ忙ハシク以テ窮民ヲ死地ニ苦マシムルノミ帝國議會議員人命ノ被害ヲ論ズルモ彼レ加害者等ハ之レヲ知ラザルガ如ク耳ニ入ラザルガ如ク己ニ十二年ノ長キ而シテ鉞毒ノ流出ハ益々人類ノ生命ヲ奪フテ止マズ人道地ヲ拂フテ沿岸五州ノ野ニ正明ノ光ナク且ツ其死者ノ頭上ニモ苛税ハ課セラレテ而シテ此死者ハ父兄子弟ノ生命ヲ保護スルナク法律モ亦之レヲ傍觀シテ今日ニ至ルモノナリ被害民ハ被害ノ茲ニ迫ラザルノ日ニ於テ鉞毒除害及鉞業停止憲法保護人命保護等ノ請願ヲナセシモ何故ニ多年此困窮ノ人民ヲ救ハザルカ假令政府救ハストスルモ加害者ハ何故ニ自カラ鉞業ヲ停止セザルカ自ラ鉞業ヲ停止シテ人命ヲ顧ミルノ方法ヲ取ラザルカ今ヤ驚クベキ多教幾千人ノ患者ヲ出シ國民之レニ忍ビズシテ志士仁人相圖リテ之レヲ救済シ其病ヲ治療シ凍ルモノニ衣ヲ與ヘ飢ハルモノニ食ヲ與ヘテ此慘状ヲ救ヘタルハ正ニ之レ三十四年十二月ヨリ目下ニ涉リ幾万ノ物品ヲ惠與シ石ノ血涙ヲ以テ此幾千ノ人命ヲ救ヘタリ加害者ハ何故ニ自ラ其罪ヲ謝シ其非ヲ悔ヘ改メテ自ラ鉞業ヲ停止シテ已往ノ過チヲ公表セザルカ而シテ人命ノ死亡ニ鑑ミザルカ畢竟多年被害民ノ請願陳述建白

民ノ心ヲ見抜キ之ヲ惑ハシ誑カシ其渴スルモノニ飲ラス、メ窮スルモノニ非理ノ金ヲス、メ之レヲ受ケザレバ暗夜謀殺ノ害ヲ受ケシモノスラアリ或ハ之ヲ悲ミテ終ニ縊シテ死スルアリ或ハ狂トナルアリ今ハ此般ノ窮民ニ至リテハ慈善家ト加害者トノ區別スラモシラザル程ニ至ラシメ而モ尚保護者トシテ毒ヲ監セズ被害民ノ挙動ヲノミ監スルコト甚ダシキ今日ニ至ラシメントハ何等ノ目的ニ出ズルモノナルカ偶々被害地視察員至レバ地方官等ノ案内ハ常ニ被害ノ要所ヲ見セザルヲ以テ常トセリ地方税吏奔走公賣未納処分ニ忙ハシク以テ窮民ヲ死地ニ苦マシムルノミ帝國議會議員人命ノ被害ヲ論ズルモ彼レ加害者等ハ之レヲ知ラザルガ如ク耳ニ入ラザルガ如ク己ニ十二年ノ長キ而シテ鉞毒ノ流出ハ益々人類ノ生命ヲ奪フテ止マズ人道地ヲ拂フテ沿岸五州ノ野ニ正明ノ光ナク且ツ其死者ノ頭上ニモ苛税ハ課セラレテ而シテ此死者

民ノ心ヲ見抜キ之ヲ惑ハシ誑カシ其渴スルモノニ飲ラス、メ窮スルモノニ非理ノ金ヲス、メ之レヲ受ケザレバ暗夜謀殺ノ害ヲ受ケシモノスラアリ或ハ之ヲ悲ミテ終ニ縊シテ死スルアリ或ハ狂トナルアリ今ハ此般ノ窮民ニ至リテハ慈善家ト加害者トノ區別スラモシラザル程ニ至ラシメ而モ尚保護者トシテ毒ヲ監セズ被害民ノ挙動ヲノミ監スルコト甚ダシキ今日ニ至ラシメントハ何等ノ目的ニ出ズルモノナルカ偶々被害地視察員至レバ地方官等ノ案内ハ常ニ被害ノ要所ヲ見セザルヲ以テ常トセリ地方税吏奔走公賣未納処分ニ忙ハシク以テ窮民ヲ死地ニ苦マシムルノミ帝國議會議員人命ノ被害ヲ論ズルモ彼レ加害者等ハ之レヲ知ラザルガ如ク耳ニ入ラザルガ如ク己ニ十二年ノ長キ而シテ鉞毒ノ流出ハ益々人類ノ生命ヲ奪フテ止マズ人道地ヲ拂フテ沿岸五州ノ野ニ正明ノ光ナク且ツ其死者ノ頭上ニモ苛税ハ課セラレテ而シテ此死者

父兄子弟ノ生命ヲ保護スルナク法律モ亦之レヲ傍觀シテ今日ニ至ルモノナリ被害民ハ被害ノ茲ニ迫ラザルノ日ニ於テ鉞毒除害及鉞業停止憲法保護人命保護等ノ請願ヲナセシモ何故ニ多年此困窮ノ人民ヲ救ハザルカ假令政府救ハストスルモ加害者ハ何故ニ自カラ鉞業ヲ停止セザルカ自ラ鉞業ヲ停止シテ人命ヲ顧ミルノ方法ヲ取ラザルカ今ヤ驚クベキ多教幾千人ノ患者ヲ出シ國民之レニ忍ビズシテ志士仁人相圖リテ之レヲ救済シ其病ヲ治療シ凍ルモノニ衣ヲ與ヘ飢ハルモノニ食ヲ與ヘテ此慘状ヲ救ヘタルハ正ニ之レ三十四年十二月ヨリ目下ニ涉リ幾万ノ物品ヲ惠與シ石ノ血涙ヲ以テ此幾千ノ人命ヲ救ヘタリ加害者ハ何故ニ自ラ其罪ヲ謝シ其非ヲ悔ヘ改メテ自ラ鉞業ヲ停止シテ已往ノ過チヲ公表セザルカ而シテ人命ノ死亡ニ鑑ミザルカ畢竟多年被害民ノ請願陳述建白

人類ノ生存スル國ナリト云フヲ得ベキカ禽獸社会ハイザシラズ苟モ
 之レヲ人類ノ生活セル日本国古代ノ國体ナリト云フベキカ又
 憲法ノシカラシムル處ナリト云フヲ得ベキカ我國ノ憲法ハ決シテ
 カル非道ヲ統一スルモノニアラズ我國体モ亦決シテカル臣民
 ヲ無視シテ白晝人ヲ殺スコトヲ公認スルノ條文ナシ試ニ被害
 民ノ請願書ヲ見ヨ水ヲ清メ天産ヲ復シ優美幽邃ノ水
 質ヨリ享クル利益ヲ旧ニ復セント云フニアリ併セテ國家公私
 有地ニ對スル侵害及住民自由生活ノ害ヲ止メテ生命保護
 ヲ請願セシモノナリ毫モ私情ノ請願ニアラズ皆國家公益保
 護ノ為ニアラザルハナシ然ルニ從來此般ノ請願ヲ為サントスルノ
 途中ニ追へ返シ請願者ヲ捕ヘテ動キ働キヲ為サシメズシテ
 而シテ被害ノ月ニ人民ノ居住ヲ侵害セシメテ加害者ノ恣ニ毒
 ヲ汎濫セシメ人ヲ殺スノ極慘ニ至ラシメタルヲ傍觀シタリトセバ

及志士仁人ノ救済ハ皆國民ノ救護ト土地ノ保護等ヲ訴フルニア
 ルモノナリ而カモ尚加害者タル者ハ一流黨與ヲ結ビ之レヲ悔ハ改ム
 ルノ意ナキヲ以テ弥々國家人道ノ地ニ落チタルヲ見ルベキノミ國家
 ノ志士タル仁人タル朝野ヲ問ハズ官民ノ區別ナク必ズ振フテ
 之レヲ救済ニ従事スルコト疑ナキモノナリ而モ之レヲ救フノ急ナル
 先ヅ加害者ノ根元タルモノハ即チ争点ノ販着スル所ニシテ災害
 ノ原因タリ國家ノ怨府タリ國民ノ憎ム所タルヲ以テ此弊ノ鏡
 業ヲ停止シテ其災害ノ原毒ヲ根絶スベシ苟モ人道ノ正義ヲ
 明ニセバ其実ノ拳ガザルナシ而シテ再ビ必ズ毒ノ為ニ産ヲ破ラ
 レ人ヲ殺サスル等ノ残忍ナル事ヲ禁ズルニアリ畢竟
 何故多年臣民ノ毒ニ死スル者アルヲ知リテ之レヲ傍觀シ之
 レヲ救フ方法ヲ取ラザリシカ之レ徒ラニ其非ヲ掩フコトニ忙ハシク
 啻ニ無毒ヲ吹聴シテ人類ヲ保護セザルガタメナリ斯ノ如クシテ

人類ノ生存スル國ナリト云フヲ得ベキカ禽獸社会ハイザシラズ苟モ
 之レヲ人類ノ生活セル日本国古代ノ國体ナリト云フベキカ又
 憲法ノシカラシムル處ナリト云フヲ得ベキカ我國ノ憲法ハ決シテ
 カル非道ヲ統一スルモノニアラズ我國体モ亦決シテカル臣民
 ヲ無視シテ白晝人ヲ殺スコトヲ公認スルノ條文ナシ試ニ被害
 民ノ請願書ヲ見ヨ水ヲ清メ天産ヲ復シ優美幽邃ノ水
 質ヨリ享クル利益ヲ旧ニ復セント云フニアリ併セテ國家公私
 有地ニ對スル侵害及住民自由生活ノ害ヲ止メテ生命保護
 ヲ請願セシモノナリ毫モ私情ノ請願ニアラズ皆國家公益保
 護ノ為ニアラザルハナシ然ルニ從來此般ノ請願ヲ為サントスルノ
 途中ニ追へ返シ請願者ヲ捕ヘテ動キ働キヲ為サシメズシテ
 而シテ被害ノ月ニ人民ノ居住ヲ侵害セシメテ加害者ノ恣ニ毒
 ヲ汎濫セシメ人ヲ殺スノ極慘ニ至ラシメタルヲ傍觀シタリトセバ

及志士仁人ノ救済ハ皆國民ノ救護ト土地ノ保護等ヲ訴フルニア
 ルモノナリ而カモ尚加害者タル者ハ一流黨與ヲ結ビ之レヲ悔ハ改ム
 ルノ意ナキヲ以テ弥々國家人道ノ地ニ落チタルヲ見ルベキノミ國家
 ノ志士タル仁人タル朝野ヲ問ハズ官民ノ區別ナク必ズ振フテ
 之レヲ救済ニ従事スルコト疑ナキモノナリ而モ之レヲ救フノ急ナル
 先ヅ加害者ノ根元タルモノハ即チ争点ノ販着スル所ニシテ災害
 ノ原因タリ國家ノ怨府タリ國民ノ憎ム所タルヲ以テ此弊ノ鏡
 業ヲ停止シテ其災害ノ原毒ヲ根絶スベシ苟モ人道ノ正義ヲ
 明ニセバ其実ノ拳ガザルナシ而シテ再ビ必ズ毒ノ為ニ産ヲ破ラ
 レ人ヲ殺サスル等ノ残忍ナル事ヲ禁ズルニアリ畢竟
 何故多年臣民ノ毒ニ死スル者アルヲ知リテ之レヲ傍觀シ之
 レヲ救フ方法ヲ取ラザリシカ之レ徒ラニ其非ヲ掩フコトニ忙ハシク
 啻ニ無毒ヲ吹聴シテ人類ヲ保護セザルガタメナリ斯ノ如クシテ

之レ皆加害者ノ黨共ナルモノ常ニ誣言妄説ヲ逞フシテ当路ニ告グ
 ルニ偽リヲ以テセル結果ト云ハザルベカラズ偶々志士仁人學士學生
 被害地ノ慘ナルニ忍ビズシテ大勢被害地ヲ見舞ハントセバ之レヲ妨
 グルノ訓令ヲ出シ人類ノ通義ヲモ妨ケ国民同胞人倫ノ徳想ヲ
 破壊シタルヲ見テ加害者ノ黨等ガ隠顯出沒当局ノ者ノ正
 明ヲ暗マシタルニ過ギザルヲシレリ而モ尚志士仁人タルモノハ加害者ノ奸謀
 ナルコトヲ察知シ却ツテ振ツテ救済ノ業ヲ為シ遂ゲタルモノナリ而モ此業
 ニ從事スルモノアレバ又加害者等ハ之レニ對シ間接直接ニ
 妨害ヲナス事甚ダ多事ト云フベシ斯ノ如キ実況ナルガタ
 メ加害者黨ハ倍々跋扈横領シテ毫モ先非ヲ改ムルノ
 心アル処ヲ見ズ況ニヤ被害地ニ直接關係ヲ有セル地方新聞
 記者等ニ至ルマデヲ買収シテ父子相戰ハシメ同胞相食マシ
 メ人倫ノ大道ヲ破壊セシメツ、アルハ又近頃ノ出来事ナリ

偶々ニ三ノ學士ノ調査アリ鉅毒中ニ砒素ノ発見シテ之レヲ世
 ニ公ニス之レ人体ニ至ルマデ夥多敷害毒ナルヲ証スルモノナレバ普
 通常識解釋ヨリセバ人類上衛生上ノタメ震ツテ彼等モ土地
 回復河川浚渫ノ要點ヲ講ズルノ必要且ツ急ナル日ニ當テ却
 テ之等ヲ正当ナル人道及法利ニ反對シテ此砒素ヲ口衛トシ
 テ之レヲ避クルノ方法トシテハ忽チ加害者ニ諛リ却ツテ被害民
 放逐ノ案件ヲ建テ此人ヲ為加害者ノ慘狀ニ對シ曲學ノ徒ハ
 尚天災水難等ノ例証ヲ引用シ被害民ヲシテ永ク北海道
 若シクハ南洋島ニ移住セシムルヲ上策ナリ云々ト之レ此案件
 タル加害者ノ黨ニ頗ル便利ナルベキモノ之レ等一個人ヲ為
 ノ起ラザルヲ謀ルガ為メニ之レヲ追遂セントスルモノアリ之レ人道
 及國法及權利生命財産ノ何タルモノヲ知ラザルモノ、言ナリ

之レ皆加害者ノ黨共ナルモノ常ニ誣言妄説ヲ逞フシテ当路ニ告グ
 ルニ偽リヲ以テセル結果ト云ハザルベカラズ偶々志士仁人學士學生
 被害地ノ慘ナルニ忍ビズシテ大勢被害地ヲ見舞ハントセバ之レヲ妨
 グルノ訓令ヲ出シ人類ノ通義ヲモ妨ケ国民同胞人倫ノ徳想ヲ
 破壊シタルヲ見テ加害者ノ黨等ガ隠顯出沒当局ノ者ノ正
 明ヲ暗マシタルニ過ギザルヲシレリ而モ尚志士仁人タルモノハ加害者ノ奸謀
 ナルコトヲ察知シ却ツテ振ツテ救済ノ業ヲ為シ遂ゲタルモノナリ而モ此業
 ニ從事スルモノアレバ又加害者等ハ之レニ對シ間接直接ニ
 妨害ヲナス事甚ダ多事ト云フベシ斯ノ如キ実況ナルガタ
 メ加害者黨ハ倍々跋扈横領シテ毫モ先非ヲ改ムルノ
 心アル処ヲ見ズ況ニヤ被害地ニ直接關係ヲ有セル地方新聞
 記者等ニ至ルマデヲ買収シテ父子相戰ハシメ同胞相食マシ
 メ人倫ノ大道ヲ破壊セシメツ、アルハ又近頃ノ出来事ナリ

偶々ニ三ノ學士ノ調査アリ鉅毒中ニ砒素ノ発見シテ之レヲ世
 ニ公ニス之レ人体ニ至ルマデ夥多敷害毒ナルヲ証スルモノナレバ普
 通常識解釋ヨリセバ人類上衛生上ノタメ震ツテ彼等モ土地
 回復河川浚渫ノ要點ヲ講ズルノ必要且ツ急ナル日ニ當テ却
 テ之等ヲ正当ナル人道及法利ニ反對シテ此砒素ヲ口衛トシ
 テ之レヲ避クルノ方法トシテハ忽チ加害者ニ諛リ却ツテ被害民
 放逐ノ案件ヲ建テ此人ヲ為加害者ノ慘狀ニ對シ曲學ノ徒ハ
 尚天災水難等ノ例証ヲ引用シ被害民ヲシテ永ク北海道
 若シクハ南洋島ニ移住セシムルヲ上策ナリ云々ト之レ此案件
 タル加害者ノ黨ニ頗ル便利ナルベキモノ之レ等一個人ヲ為
 ノ起ラザルヲ謀ルガ為メニ之レヲ追遂セントスルモノアリ之レ人道
 及國法及權利生命財産ノ何タルモノヲ知ラザルモノ、言ナリ

之レ皆加害者ノ黨共ナルモノ常ニ誣言妄説ヲ逞フシテ当路ニ告グ
 ルニ偽リヲ以テセル結果ト云ハザルベカラズ偶々志士仁人學士學生
 被害地ノ慘ナルニ忍ビズシテ大勢被害地ヲ見舞ハントセバ之レヲ妨
 グルノ訓令ヲ出シ人類ノ通義ヲモ妨ケ国民同胞人倫ノ徳想ヲ
 破壊シタルヲ見テ加害者ノ黨等ガ隠顯出沒当局ノ者ノ正
 明ヲ暗マシタルニ過ギザルヲシレリ而モ尚志士仁人タルモノハ加害者ノ奸謀
 ナルコトヲ察知シ却ツテ振ツテ救済ノ業ヲ為シ遂ゲタルモノナリ而モ此業
 ニ從事スルモノアレバ又加害者等ハ之レニ對シ間接直接ニ
 妨害ヲナス事甚ダ多事ト云フベシ斯ノ如キ実況ナルガタ
 メ加害者黨ハ倍々跋扈横領シテ毫モ先非ヲ改ムルノ
 心アル処ヲ見ズ況ニヤ被害地ニ直接關係ヲ有セル地方新聞
 記者等ニ至ルマデヲ買収シテ父子相戰ハシメ同胞相食マシ
 メ人倫ノ大道ヲ破壊セシメツ、アルハ又近頃ノ出来事ナリ

偶々ニ三ノ學士ノ調査アリ鉅毒中ニ砒素ノ発見シテ之レヲ世
 ニ公ニス之レ人体ニ至ルマデ夥多敷害毒ナルヲ証スルモノナレバ普
 通常識解釋ヨリセバ人類上衛生上ノタメ震ツテ彼等モ土地
 回復河川浚渫ノ要點ヲ講ズルノ必要且ツ急ナル日ニ當テ却
 テ之等ヲ正当ナル人道及法利ニ反對シテ此砒素ヲ口衛トシ
 テ之レヲ避クルノ方法トシテハ忽チ加害者ニ諛リ却ツテ被害民
 放逐ノ案件ヲ建テ此人ヲ為加害者ノ慘狀ニ對シ曲學ノ徒ハ
 尚天災水難等ノ例証ヲ引用シ被害民ヲシテ永ク北海道
 若シクハ南洋島ニ移住セシムルヲ上策ナリ云々ト之レ此案件
 タル加害者ノ黨ニ頗ル便利ナルベキモノ之レ等一個人ヲ為
 ノ起ラザルヲ謀ルガ為メニ之レヲ追遂セントスルモノアリ之レ人道
 及國法及權利生命財産ノ何タルモノヲ知ラザルモノ、言ナリ

之レ皆加害者ノ黨共ナルモノ常ニ誣言妄説ヲ逞フシテ当路ニ告グ
 ルニ偽リヲ以テセル結果ト云ハザルベカラズ偶々志士仁人學士學生
 被害地ノ慘ナルニ忍ビズシテ大勢被害地ヲ見舞ハントセバ之レヲ妨
 グルノ訓令ヲ出シ人類ノ通義ヲモ妨ケ国民同胞人倫ノ徳想ヲ
 破壊シタルヲ見テ加害者ノ黨等ガ隠顯出沒当局ノ者ノ正
 明ヲ暗マシタルニ過ギザルヲシレリ而モ尚志士仁人タルモノハ加害者ノ奸謀
 ナルコトヲ察知シ却ツテ振ツテ救済ノ業ヲ為シ遂ゲタルモノナリ而モ此業
 ニ從事スルモノアレバ又加害者等ハ之レニ對シ間接直接ニ
 妨害ヲナス事甚ダ多事ト云フベシ斯ノ如キ実況ナルガタ
 メ加害者黨ハ倍々跋扈横領シテ毫モ先非ヲ改ムルノ
 心アル処ヲ見ズ況ニヤ被害地ニ直接關係ヲ有セル地方新聞
 記者等ニ至ルマデヲ買収シテ父子相戰ハシメ同胞相食マシ
 メ人倫ノ大道ヲ破壊セシメツ、アルハ又近頃ノ出来事ナリ

偶々ニ三ノ學士ノ調査アリ鉅毒中ニ砒素ノ発見シテ之レヲ世
 ニ公ニス之レ人体ニ至ルマデ夥多敷害毒ナルヲ証スルモノナレバ普
 通常識解釋ヨリセバ人類上衛生上ノタメ震ツテ彼等モ土地
 回復河川浚渫ノ要點ヲ講ズルノ必要且ツ急ナル日ニ當テ却
 テ之等ヲ正当ナル人道及法利ニ反對シテ此砒素ヲ口衛トシ
 テ之レヲ避クルノ方法トシテハ忽チ加害者ニ諛リ却ツテ被害民
 放逐ノ案件ヲ建テ此人ヲ為加害者ノ慘狀ニ對シ曲學ノ徒ハ
 尚天災水難等ノ例証ヲ引用シ被害民ヲシテ永ク北海道
 若シクハ南洋島ニ移住セシムルヲ上策ナリ云々ト之レ此案件
 タル加害者ノ黨ニ頗ル便利ナルベキモノ之レ等一個人ヲ為
 ノ起ラザルヲ謀ルガ為メニ之レヲ追遂セントスルモノアリ之レ人道
 及國法及權利生命財産ノ何タルモノヲ知ラザルモノ、言ナリ

試ニ暫ク仮リニ國法律ヲ度外ニシテ單ニ事實ノ一方ヲ以テ
 左ニ示サンカ鉍毒激甚地ノ區域ハ年々増加スルモノナリ今年
 激甚地ニアラザル地モ數年間ニ激甚地トナリ明年明後年ト
 漸々激甚地ヲ増加スルモノナリ果シテ然ル事實ナレバ今年數
 千人ヲ移住セシメタリトテモ之レヲ以テ到底終局ヲ見ルベキ
 モニアラズ明年又若干ノ移住民ヲ出ダシ年々歳々數千
 人若シクハ數百人ツ、ヲ移住セシメザルベカラズシテ今年ヨリ二三
 十年間ニ涉リテ漸々激甚地ヲ増加シ結局三十万人若シクハ
 四五十万人ノ人民ヲ擧ゲテ移住セシムルノ結果トナレリ以上事
 實問題トシテ可怖不利ノ甚シキモノナリ從來ノ請願書
 ニ述ベタル如ク政府ト鉍業者ノ外鉍毒ハ初メ普通人ノ肉眼
 ニ見エズ且ツ無經驗家ノ容易ニ認ムル能ハザルモノナレバ普通
 人ニシテ之レヲ認ムル程ニ至リテハ最早恰カモ不治ノ病人ト
 ナレル程ノモノナリ故ニ普通人ノ眼ニテ今年鉍毒激甚地
 ニアラズト認ムルモノト雖ドモ今年々々毒層ヲ嵩
 ムルモノナレバ今日ヲ以テ推シテ將來ノ事ヲ斷言スルコトヲ得
 ルモノナリ然ルニ彼等ハ曲學者等ヲ雇フテ遊說セシメ素朴律
 義ノ政治家ヲ誑カシ及無經驗ニシテ正直ナル學士ヲ欺キ
 朝野ノ人心ヲ惑溺セシメ問題ノ真理真相ヲ誤解スルコト
 ヲカメテ日夜奔走至ラザルナシト云フタメニ近來奇怪千萬
 ノ著書スラ世ニ顯ハル、コト甚ダ多シ之レ等ヲ以テ賢明
 ノ士モ又本問題ニ無經驗ナルモノ多キタメニ之等惡漢ノ著
 セル書ニ誤ラレルモノ少シトハセザルベシ之レ暗黒社会ノ致ス所ナレ
 バ今俄カニ誰レヲ恨ミ之レヲ憎ムノ謂ニハアラズ然レドモ人類
 ハ人類タルノ謂ヲ以テ固有ノ權利ヲ貴重シ此被害窮民ト
 雖ドモ好シテ之レヲ虐待スルガ如キ惡事ニ類スルコトヲ誠メ國

試ニ暫ク仮リニ國法律ヲ度外ニシテ單ニ事實ノ一方ヲ以テ
 左ニ示サンカ鉍毒激甚地ノ區域ハ年々増加スルモノナリ今年
 激甚地ニアラザル地モ數年間ニ激甚地トナリ明年明後年ト
 漸々激甚地ヲ増加スルモノナリ果シテ然ル事實ナレバ今年數
 千人ヲ移住セシメタリトテモ之レヲ以テ到底終局ヲ見ルベキ
 モニアラズ明年又若干ノ移住民ヲ出ダシ年々歳々數千
 人若シクハ數百人ツ、ヲ移住セシメザルベカラズシテ今年ヨリ二三
 十年間ニ涉リテ漸々激甚地ヲ増加シ結局三十万人若シクハ
 四五十万人ノ人民ヲ擧ゲテ移住セシムルノ結果トナレリ以上事
 實問題トシテ可怖不利ノ甚シキモノナリ從來ノ請願書
 ニ述ベタル如ク政府ト鉍業者ノ外鉍毒ハ初メ普通人ノ肉眼
 ニ見エズ且ツ無經驗家ノ容易ニ認ムル能ハザルモノナレバ普通
 人ニシテ之レヲ認ムル程ニ至リテハ最早恰カモ不治ノ病人ト
 ナレル程ノモノナリ故ニ普通人ノ眼ニテ今年鉍毒激甚地
 ニアラズト認ムルモノト雖ドモ今年々々毒層ヲ嵩
 ムルモノナレバ今日ヲ以テ推シテ將來ノ事ヲ斷言スルコトヲ得
 ルモノナリ然ルニ彼等ハ曲學者等ヲ雇フテ遊說セシメ素朴律
 義ノ政治家ヲ誑カシ及無經驗ニシテ正直ナル學士ヲ欺キ
 朝野ノ人心ヲ惑溺セシメ問題ノ真理真相ヲ誤解スルコト
 ヲカメテ日夜奔走至ラザルナシト云フタメニ近來奇怪千萬
 ノ著書スラ世ニ顯ハル、コト甚ダ多シ之レ等ヲ以テ賢明
 ノ士モ又本問題ニ無經驗ナルモノ多キタメニ之等惡漢ノ著
 セル書ニ誤ラレルモノ少シトハセザルベシ之レ暗黒社会ノ致ス所ナレ
 バ今俄カニ誰レヲ恨ミ之レヲ憎ムノ謂ニハアラズ然レドモ人類
 ハ人類タルノ謂ヲ以テ固有ノ權利ヲ貴重シ此被害窮民ト
 雖ドモ好シテ之レヲ虐待スルガ如キ惡事ニ類スルコトヲ誠メ國

試ニ暫ク仮リニ國法律ヲ度外ニシテ單ニ事實ノ一方ヲ以テ
 左ニ示サンカ鉍毒激甚地ノ區域ハ年々増加スルモノナリ今年
 激甚地ニアラザル地モ數年間ニ激甚地トナリ明年明後年ト
 漸々激甚地ヲ増加スルモノナリ果シテ然ル事實ナレバ今年數
 千人ヲ移住セシメタリトテモ之レヲ以テ到底終局ヲ見ルベキ
 モニアラズ明年又若干ノ移住民ヲ出ダシ年々歳々數千
 人若シクハ數百人ツ、ヲ移住セシメザルベカラズシテ今年ヨリ二三
 十年間ニ涉リテ漸々激甚地ヲ増加シ結局三十万人若シクハ
 四五十万人ノ人民ヲ擧ゲテ移住セシムルノ結果トナレリ以上事
 實問題トシテ可怖不利ノ甚シキモノナリ從來ノ請願書
 ニ述ベタル如ク政府ト鉍業者ノ外鉍毒ハ初メ普通人ノ肉眼
 ニ見エズ且ツ無經驗家ノ容易ニ認ムル能ハザルモノナレバ普通
 人ニシテ之レヲ認ムル程ニ至リテハ最早恰カモ不治ノ病人ト
 ナレル程ノモノナリ故ニ普通人ノ眼ニテ今年鉍毒激甚地
 ニアラズト認ムルモノト雖ドモ今年々々毒層ヲ嵩
 ムルモノナレバ今日ヲ以テ推シテ將來ノ事ヲ斷言スルコトヲ得
 ルモノナリ然ルニ彼等ハ曲學者等ヲ雇フテ遊說セシメ素朴律
 義ノ政治家ヲ誑カシ及無經驗ニシテ正直ナル學士ヲ欺キ
 朝野ノ人心ヲ惑溺セシメ問題ノ真理真相ヲ誤解スルコト
 ヲカメテ日夜奔走至ラザルナシト云フタメニ近來奇怪千萬
 ノ著書スラ世ニ顯ハル、コト甚ダ多シ之レ等ヲ以テ賢明
 ノ士モ又本問題ニ無經驗ナルモノ多キタメニ之等惡漢ノ著
 セル書ニ誤ラレルモノ少シトハセザルベシ之レ暗黒社会ノ致ス所ナレ
 バ今俄カニ誰レヲ恨ミ之レヲ憎ムノ謂ニハアラズ然レドモ人類
 ハ人類タルノ謂ヲ以テ固有ノ權利ヲ貴重シ此被害窮民ト
 雖ドモ好シテ之レヲ虐待スルガ如キ惡事ニ類スルコトヲ誠メ國

試ニ暫ク仮リニ國法律ヲ度外ニシテ單ニ事實ノ一方ヲ以テ
 左ニ示サンカ鉍毒激甚地ノ區域ハ年々増加スルモノナリ今年
 激甚地ニアラザル地モ數年間ニ激甚地トナリ明年明後年ト
 漸々激甚地ヲ増加スルモノナリ果シテ然ル事實ナレバ今年數
 千人ヲ移住セシメタリトテモ之レヲ以テ到底終局ヲ見ルベキ
 モニアラズ明年又若干ノ移住民ヲ出ダシ年々歳々數千
 人若シクハ數百人ツ、ヲ移住セシメザルベカラズシテ今年ヨリ二三
 十年間ニ涉リテ漸々激甚地ヲ増加シ結局三十万人若シクハ
 四五十万人ノ人民ヲ擧ゲテ移住セシムルノ結果トナレリ以上事
 實問題トシテ可怖不利ノ甚シキモノナリ從來ノ請願書
 ニ述ベタル如ク政府ト鉍業者ノ外鉍毒ハ初メ普通人ノ肉眼
 ニ見エズ且ツ無經驗家ノ容易ニ認ムル能ハザルモノナレバ普通
 人ニシテ之レヲ認ムル程ニ至リテハ最早恰カモ不治ノ病人ト
 ナレル程ノモノナリ故ニ普通人ノ眼ニテ今年鉍毒激甚地
 ニアラズト認ムルモノト雖ドモ今年々々毒層ヲ嵩
 ムルモノナレバ今日ヲ以テ推シテ將來ノ事ヲ斷言スルコトヲ得
 ルモノナリ然ルニ彼等ハ曲學者等ヲ雇フテ遊說セシメ素朴律
 義ノ政治家ヲ誑カシ及無經驗ニシテ正直ナル學士ヲ欺キ
 朝野ノ人心ヲ惑溺セシメ問題ノ真理真相ヲ誤解スルコト
 ヲカメテ日夜奔走至ラザルナシト云フタメニ近來奇怪千萬
 ノ著書スラ世ニ顯ハル、コト甚ダ多シ之レ等ヲ以テ賢明
 ノ士モ又本問題ニ無經驗ナルモノ多キタメニ之等惡漢ノ著
 セル書ニ誤ラレルモノ少シトハセザルベシ之レ暗黒社会ノ致ス所ナレ
 バ今俄カニ誰レヲ恨ミ之レヲ憎ムノ謂ニハアラズ然レドモ人類
 ハ人類タルノ謂ヲ以テ固有ノ權利ヲ貴重シ此被害窮民ト
 雖ドモ好シテ之レヲ虐待スルガ如キ惡事ニ類スルコトヲ誠メ國

民ハ上下五人類ヲ以テ待ツベキモノナリ而カモ國家ガ此民命及
 天祐ノ財産ヲ救ヘ國家人道及生命ヲ重ンジテ天賦自然ニ
 備ハル公私有ノ土地權利財産ヲ保護スルニ於テ誰レカ又之
 レヲ拒ムモノアラシヤ然ルニ多年間何故ニ一個暴力家ノ為メ
 ニ國家ガ徳義ヲ奪ハレ國家ノ權利ヲ奪ハレ一個人ノタメニ
 國家ノ財源ヲ奪ハレ併セテ國民ノ生命ヲモ奪ハルハ、ヲ
 救ハザルカ何故ニ國民ノ多数ヲシテ多年此ノ非命ノ死ニ陥
 リタルヲ救ハザリシカ之レ人道ヲ尊ビ生命ヲ重ンゼザルノ致ス
 處ナラン國家ニシテ人道ヲ輕ンジ生命ヲ重ンズルコトヲ知ラザ
 レバ之レ國家自ラ亡滅ヲ図ルモノナリ今ヨリ國民ヲ救ヘ生命
 ヲ保タシメ更ニ後難ヲ患ヘナカラシメヨ而シテ本問題ニ對スル
 人道トハ國民互ノ信義ヲ守ルコトヲ力ムルニアリ從來加害
 者ハ何ヲ苦ンデ政府ノ命ニアラザレバ鉅毒ヲ預防ヲ為サズ命
 命ニアラザレバ鉅業ヲ停止セザルカ道德ハ他人ノ命ヲ待ツテ
 行フモノニアラズ速カニ之レヲ停止スルハ己往ノ罪ヲ謝スルニアリ
 依テ片時モ早ク之レガ實行ヲ期スルヲ以テ善ナリトス而シテ又
 多年被害民等ガ請願スル處ノ趣旨ヲ貫カシムルヲ良トセリ
 要ハ被害地住民ガ子孫ノ健康ヲ天賦ノ保ニ之レヲ保養
 シ自然ノ風土ヲ復シ頽廢セル人道ヲ復活シ体格ヲ旧ノ如
 クシ而シテ兵役其他國家ノ義務ヲ尽スコト尚往年ノ如
 クセント欲スルノ志ヲ全フセシムルニアリ

民ハ上下五人類ヲ以テ待ツベキモノナリ而カモ國家ガ此民命及
 天祐ノ財産ヲ救ヘ國家人道及生命ヲ重ンジテ天賦自然ニ
 備ハル公私有ノ土地權利財産ヲ保護スルニ於テ誰レカ又之
 レヲ拒ムモノアラシヤ然ルニ多年間何故ニ一個暴力家ノ為メ
 ニ國家ガ徳義ヲ奪ハレ國家ノ權利ヲ奪ハレ一個人ノタメニ
 國家ノ財源ヲ奪ハレ併セテ國民ノ生命ヲモ奪ハルハ、ヲ
 救ハザルカ何故ニ國民ノ多数ヲシテ多年此ノ非命ノ死ニ陥
 リタルヲ救ハザリシカ之レ人道ヲ尊ビ生命ヲ重ンゼザルノ致ス
 處ナラン國家ニシテ人道ヲ輕ンジ生命ヲ重ンズルコトヲ知ラザ
 レバ之レ國家自ラ亡滅ヲ図ルモノナリ今ヨリ國民ヲ救ヘ生命
 ヲ保タシメ更ニ後難ヲ患ヘナカラシメヨ而シテ本問題ニ對スル
 人道トハ國民互ノ信義ヲ守ルコトヲ力ムルニアリ從來加害
 者ハ何ヲ苦ンデ政府ノ命ニアラザレバ鉅毒ヲ預防ヲ為サズ命

民ハ上下五人類ヲ以テ待ツベキモノナリ而カモ國家ガ此民命及
 天祐ノ財産ヲ救ヘ國家人道及生命ヲ重ンジテ天賦自然ニ
 備ハル公私有ノ土地權利財産ヲ保護スルニ於テ誰レカ又之
 レヲ拒ムモノアラシヤ然ルニ多年間何故ニ一個暴力家ノ為メ
 ニ國家ガ徳義ヲ奪ハレ國家ノ權利ヲ奪ハレ一個人ノタメニ
 國家ノ財源ヲ奪ハレ併セテ國民ノ生命ヲモ奪ハルハ、ヲ
 救ハザルカ何故ニ國民ノ多数ヲシテ多年此ノ非命ノ死ニ陥
 リタルヲ救ハザリシカ之レ人道ヲ尊ビ生命ヲ重ンゼザルノ致ス
 處ナラン國家ニシテ人道ヲ輕ンジ生命ヲ重ンズルコトヲ知ラザ
 レバ之レ國家自ラ亡滅ヲ図ルモノナリ今ヨリ國民ヲ救ヘ生命
 ヲ保タシメ更ニ後難ヲ患ヘナカラシメヨ而シテ本問題ニ對スル
 人道トハ國民互ノ信義ヲ守ルコトヲ力ムルニアリ從來加害
 者ハ何ヲ苦ンデ政府ノ命ニアラザレバ鉅毒ヲ預防ヲ為サズ命

國法及權利義務之部

一鉍毒被害地ニ於テハ國法ノ完全ニ行ハルヲ見ズ固ヨリ其不便苦痛一樣ナラズト雖ドモ己ニ苦痛ニ感ズル程度濃厚激地ノ生活衣食足ラズ貧苦疾病ニ至ツテハ尚毒食ヲ避クル能ハザルホドノモノハ人民流離セルモノ顛廢セルモノ年々歳々其跡ヲ絶タズ僅ニ之レノ救護ニ從事セル父兄モ再三之レガ為メ刑法ノ身トナレルモノ多ク之レニ對シテハ法律家ノ志士仁人ノ救ヲ得ルト雖ドモ現ニ鉍毒激甚地方ニ当ル村落ノ如キ我皇帝陛下ノ勅語憲法法律規則命令一ツモ正當ニ行ハレザルノミナラズ渾テノ國法悉ク破壞セラレ之レニ代ルニ加害者ノ暴力跋扈ヲ以テセラレ常ニ被害民ノ寸鉄ヲモ持セザルモノニ對スルニ銃劍ヲ以テ是ニ當ル事屢ナリ今之レヲ救フノ法如何日ハク加害者モ亦國民ノ一人トシテ算ヘザルベカラズ即チ厚ク國

法ヲ守ラザルベカラズ政府ハ國家ノ為メ國法ヲ正當ニ実行スルノ權利ヲ妨ケラルコトヲ許サズ政府ハ多年加害者ノタメニ國法ノ実行ヲ妨ケラレ終ニ諸般ノ制度法律ヲ破ラレタリ今ヨリ渾テノ國法ヲ保護シ一個人ノ左右スル處ヲ許スベカラズ鉍毒ニ對スル各省諸當局吏員偶々職責ヲ持重スルモノアレバ之レヲ敬愛セザルベカラズ若シ職責ヲ守ルモノアラバ決テ之レヲ斥ケザルコトヲカムベシ國家ハ君臣恩愛ノ仁義臣民ノ權利ヲ掠ムルガ如キ甚シキ程度ニ至ラザルヲ期シ極力法律ヲ守ラザルベカラズ又多數人ノ利益ヲ擧ゲテ少數暴力家ノ毒手ニ委スルヲ嚴禁シ而シテ既往ヨリ現今ニ涉リ多大ノ國法ヲ破壞セラレタルヲ挽回スルニ當テハ却ツテ嚴重當局ノ本領ヲ堅メテ之レヲ守ルニアリ而シテ諸般ノ法律ヲ貴重シ國家ヲ保護スルニ於テ誰レカ之レニ反對スルモノアラランヤ而シテ其己ニ破壞セラレタル國法ノ回

國法及權利義務之部

一鉍毒被害地ニ於テハ國法ノ完全ニ行ハル、ヲ見ズ固ヨリ其不便苦痛一樣ナラズト雖ドモ己ニ苦痛ニ感ズル程度濃厚激地ノ生活衣食足ラズ貧苦疾病ニ至ツテハ尚毒食ヲ避クル能ハザルホドノモノハ人民流離セルモノ顛廢セルモノ年々歳々其跡ヲ絶タズ僅ニ之レノ救護ニ從事セル父兄モ再三之レガ為メ刑法ノ身トナレルモノ多ク之レニ對シテハ法律家ノ志士仁人ノ救ヲ得ルト雖ドモ現ニ鉍毒激甚地方ニ当ル村落ノ如キ我皇帝陛下ノ勅語憲法法律規則命令一ツモ正當ニ行ハレザルノミナラズ渾テノ國法悉ク破壞セラレ之レニ代ルニ加害者ノ暴力跋扈ヲ以テセラレ常ニ被害民ノ寸鉄ヲモ持セザルモノニ對スルニ銃劍ヲ以テ是ニ當ル事屢ナリ今之レヲ救フノ法如何日ハク加害者モ亦國民ノ一人トシテ算ヘザルベカラズ即チ厚ク國

法ヲ守ラザルベカラズ政府ハ國家ノ為メ國法ヲ正當ニ実行スルノ權利ヲ妨ケラルコトヲ許サズ政府ハ多年加害者ノタメニ國法ノ実行ヲ妨ケラレ終ニ諸般ノ制度法律ヲ破ラレタリ今ヨリ渾テノ國法ヲ保護シ一個人ノ左右スル處ヲ許スベカラズ鉍毒ニ對スル各省諸當局吏員偶々職責ヲ持重スルモノアレバ之レヲ敬愛セザルベカラズ若シ職責ヲ守ルモノアラバ決テ之レヲ斥ケザルコトヲカムベシ國家ハ君臣恩愛ノ仁義臣民ノ權利ヲ掠ムルガ如キ甚シキ程度ニ至ラザルヲ期シ極力法律ヲ守ラザルベカラズ又多數人ノ利益ヲ擧ゲテ少數暴力家ノ毒手ニ委スルヲ嚴禁シ而シテ既往ヨリ現今ニ涉リ多大ノ國法ヲ破壞セラレタルヲ挽回スルニ當テハ却ツテ嚴重當局ノ本領ヲ堅メテ之レヲ守ルニアリ而シテ諸般ノ法律ヲ貴重シ國家ヲ保護スルニ於テ誰レカ之レニ反對スルモノアラランヤ而シテ其己ニ破壞セラレタル國法ノ回

修ニカメザルベカラズ苟モ又上下ノ通義ヲ妨ゲズ法律ノ善美ヲ期スル
 為メ其国土ヲ毒シ人ヲ殺スヲ嚴禁シ就中地方官等ヲシテ風俗及
 民情ヲ害サシメズ法律ノ通用ヲ慎ミテ人民ノ自由ト法律上ノ權義
 及侵害セシメザルニアリ今今釐毒ノ為メ亡ボサレ無法律ノ社会ニ陥ルマデ
 ノ長年月ハ如何ナル有様ニテアリシヤヲ追想セバ地方官等ノ無責任
 ニシテ人民ヲ虐待セシコトハ明白ノ証跡ナリ町村ニ自治制度アリ其
 町村ハ漸次ニ実力ヲ失ヘ漸次ニ廢滅シ漸次ニ財源ヲ亡滅セラレ漸
 次ニ被害地ノ全部衛生ヲ害サレザルナク依テ漸次ニ非命ノ死ニ陥ル
 モノナレバ部落ノ教育ハ頽廢シ生業ハ停止セラレ村費ハ乏シクナリ町
 村事業ノ程度ハ逆比例ニシテ村費ノ欠乏ハ事務繁忙ノ程度
 トナレリ假令ハ釐毒地トシテ免租セシ土地ノ未ダ恢復ナキモノニ向
 ツテ妄リニ諸租稅地價割賦課ノ不當徵收アリ其苛酷ハ言語ニ
 堪ヘズ事務繁忙ヲ致ス所以ナリ而シテ其破壞ノ村落即チ自治
 制モノナキ村落ニ對スル行政ノ干渉事務ノ督促又ハ依托事務ノ頻
 繁ハ殆ンド公務ノ如ク村吏ヲ苦役シ村費ヲ妄用セシメ且ツ奔命
 ニ苦シメ之レガ為メニ村中第一ノ村務タル釐毒ニ對スル諸請願運
 動ヲ妨ゲ村中ノ生命ニ関スル貴重ノ公務ニスラモ之レヲ調査スル余
 地ナカラシメ此貴重ナル村落ノ破壞ヲ挽回スベキ町村第一ノ公務
 ヲ妨ゲルタメニ又地方官等ノ干渉至ラザルナク加之ナラズ之等ノ干渉
 ヲ公務ト名付ケ愚昧ノ町村ヲ齟齬シ變則自立ノ村役場ニ對
 シ町村組織完全ノ町村ト同ジク法律上正當ノ事務ヲ負ハセ矣
 力ナキ地價ニ對シ無法ニ稅費ヲ割リ當テ、被害ナキ有力ノ町村ト全
 一ノ事務ヲ負ハセ之レヲ苛酷ニ督スル如キハ實ニ暗黒社会ト云ハザル
 ベカラズ一方ニハ國法ヲ蔑シ一方ニハ事務ノ督促ヲ為ス等村吏ヲ苦
 役シ益々村落ヲ困窮セシメ甚シキハ釐毒問題ハ個人ノ問題ナリ
 故ニ町村役場ハ釐毒ニ関スベカラズトノ訓諭ヲ與ヘ町村長ヲ誘ヘ

修ニカメザルベカラズ苟モ又上下ノ通義ヲ妨ゲズ法律ノ善美ヲ期スル
 為メ其国土ヲ毒シ人ヲ殺スヲ嚴禁シ就中地方官等ヲシテ風俗及
 民情ヲ害サシメズ法律ノ通用ヲ慎ミテ人民ノ自由ト法律上ノ權義
 及侵害セシメザルニアリ今今釐毒ノ為メ亡ボサレ無法律ノ社会ニ陥ルマデ
 ノ長年月ハ如何ナル有様ニテアリシヤヲ追想セバ地方官等ノ無責任
 ニシテ人民ヲ虐待セシコトハ明白ノ証跡ナリ町村ニ自治制度アリ其
 町村ハ漸次ニ実力ヲ失ヘ漸次ニ廢滅シ漸次ニ財源ヲ亡滅セラレ漸
 次ニ被害地ノ全部衛生ヲ害サレザルナク依テ漸次ニ非命ノ死ニ陥ル
 モノナレバ部落ノ教育ハ頽廢シ生業ハ停止セラレ村費ハ乏シクナリ町
 村事業ノ程度ハ逆比例ニシテ村費ノ欠乏ハ事務繁忙ノ程度
 トナレリ假令ハ釐毒地トシテ免租セシ土地ノ未ダ恢復ナキモノニ向
 ツテ妄リニ諸租稅地價割賦課ノ不當徵收アリ其苛酷ハ言語ニ
 堪ヘズ事務繁忙ヲ致ス所以ナリ而シテ其破壞ノ村落即チ自治
 制モノナキ村落ニ對スル行政ノ干渉事務ノ督促又ハ依托事務ノ頻
 繁ハ殆ンド公務ノ如ク村吏ヲ苦役シ村費ヲ妄用セシメ且ツ奔命
 ニ苦シメ之レガ為メニ村中第一ノ村務タル釐毒ニ對スル諸請願運
 動ヲ妨ゲ村中ノ生命ニ関スル貴重ノ公務ニスラモ之レヲ調査スル余
 地ナカラシメ此貴重ナル村落ノ破壞ヲ挽回スベキ町村第一ノ公務
 ヲ妨ゲルタメニ又地方官等ノ干渉至ラザルナク加之ナラズ之等ノ干渉
 ヲ公務ト名付ケ愚昧ノ町村ヲ齟齬シ變則自立ノ村役場ニ對
 シ町村組織完全ノ町村ト同ジク法律上正當ノ事務ヲ負ハセ矣
 力ナキ地價ニ對シ無法ニ稅費ヲ割リ當テ、被害ナキ有力ノ町村ト全
 一ノ事務ヲ負ハセ之レヲ苛酷ニ督スル如キハ實ニ暗黒社会ト云ハザル
 ベカラズ一方ニハ國法ヲ蔑シ一方ニハ事務ノ督促ヲ為ス等村吏ヲ苦
 役シ益々村落ヲ困窮セシメ甚シキハ釐毒問題ハ個人ノ問題ナリ
 故ニ町村役場ハ釐毒ニ関スベカラズトノ訓諭ヲ與ヘ町村長ヲ誘ヘ

修ニカメザルベカラズ苟モ又上下ノ通義ヲ妨ゲズ法律ノ善美ヲ期スル
 為メ其国土ヲ毒シ人ヲ殺スヲ嚴禁シ就中地方官等ヲシテ風俗及
 民情ヲ害サシメズ法律ノ通用ヲ慎ミテ人民ノ自由ト法律上ノ權義
 及侵害セシメザルニアリ今今釐毒ノ為メ亡ボサレ無法律ノ社会ニ陥ルマデ
 ノ長年月ハ如何ナル有様ニテアリシヤヲ追想セバ地方官等ノ無責任
 ニシテ人民ヲ虐待セシコトハ明白ノ証跡ナリ町村ニ自治制度アリ其
 町村ハ漸次ニ実力ヲ失ヘ漸次ニ廢滅シ漸次ニ財源ヲ亡滅セラレ漸
 次ニ被害地ノ全部衛生ヲ害サレザルナク依テ漸次ニ非命ノ死ニ陥ル
 モノナレバ部落ノ教育ハ頽廢シ生業ハ停止セラレ村費ハ乏シクナリ町
 村事業ノ程度ハ逆比例ニシテ村費ノ欠乏ハ事務繁忙ノ程度
 トナレリ假令ハ釐毒地トシテ免租セシ土地ノ未ダ恢復ナキモノニ向
 ツテ妄リニ諸租稅地價割賦課ノ不當徵收アリ其苛酷ハ言語ニ
 堪ヘズ事務繁忙ヲ致ス所以ナリ而シテ其破壞ノ村落即チ自治
 制モノナキ村落ニ對スル行政ノ干渉事務ノ督促又ハ依托事務ノ頻
 繁ハ殆ンド公務ノ如ク村吏ヲ苦役シ村費ヲ妄用セシメ且ツ奔命
 ニ苦シメ之レガ為メニ村中第一ノ村務タル釐毒ニ對スル諸請願運
 動ヲ妨ゲ村中ノ生命ニ関スル貴重ノ公務ニスラモ之レヲ調査スル余
 地ナカラシメ此貴重ナル村落ノ破壞ヲ挽回スベキ町村第一ノ公務
 ヲ妨ゲルタメニ又地方官等ノ干渉至ラザルナク加之ナラズ之等ノ干渉
 ヲ公務ト名付ケ愚昧ノ町村ヲ齟齬シ變則自立ノ村役場ニ對
 シ町村組織完全ノ町村ト同ジク法律上正當ノ事務ヲ負ハセ矣
 力ナキ地價ニ對シ無法ニ稅費ヲ割リ當テ、被害ナキ有力ノ町村ト全
 一ノ事務ヲ負ハセ之レヲ苛酷ニ督スル如キハ實ニ暗黒社会ト云ハザル
 ベカラズ一方ニハ國法ヲ蔑シ一方ニハ事務ノ督促ヲ為ス等村吏ヲ苦
 役シ益々村落ヲ困窮セシメ甚シキハ釐毒問題ハ個人ノ問題ナリ
 故ニ町村役場ハ釐毒ニ関スベカラズトノ訓諭ヲ與ヘ町村長ヲ誘ヘ

修ニカメザルベカラズ苟モ又上下ノ通義ヲ妨ゲズ法律ノ善美ヲ期スル
 為メ其国土ヲ毒シ人ヲ殺スヲ嚴禁シ就中地方官等ヲシテ風俗及
 民情ヲ害サシメズ法律ノ通用ヲ慎ミテ人民ノ自由ト法律上ノ權義
 及侵害セシメザルニアリ今今釐毒ノ為メ亡ボサレ無法律ノ社会ニ陥ルマデ
 ノ長年月ハ如何ナル有様ニテアリシヤヲ追想セバ地方官等ノ無責任
 ニシテ人民ヲ虐待セシコトハ明白ノ証跡ナリ町村ニ自治制度アリ其
 町村ハ漸次ニ実力ヲ失ヘ漸次ニ廢滅シ漸次ニ財源ヲ亡滅セラレ漸
 次ニ被害地ノ全部衛生ヲ害サレザルナク依テ漸次ニ非命ノ死ニ陥ル
 モノナレバ部落ノ教育ハ頽廢シ生業ハ停止セラレ村費ハ乏シクナリ町
 村事業ノ程度ハ逆比例ニシテ村費ノ欠乏ハ事務繁忙ノ程度
 トナレリ假令ハ釐毒地トシテ免租セシ土地ノ未ダ恢復ナキモノニ向
 ツテ妄リニ諸租稅地價割賦課ノ不當徵收アリ其苛酷ハ言語ニ
 堪ヘズ事務繁忙ヲ致ス所以ナリ而シテ其破壞ノ村落即チ自治
 制モノナキ村落ニ對スル行政ノ干渉事務ノ督促又ハ依托事務ノ頻
 繁ハ殆ンド公務ノ如ク村吏ヲ苦役シ村費ヲ妄用セシメ且ツ奔命
 ニ苦シメ之レガ為メニ村中第一ノ村務タル釐毒ニ對スル諸請願運
 動ヲ妨ゲ村中ノ生命ニ関スル貴重ノ公務ニスラモ之レヲ調査スル余
 地ナカラシメ此貴重ナル村落ノ破壞ヲ挽回スベキ町村第一ノ公務
 ヲ妨ゲルタメニ又地方官等ノ干渉至ラザルナク加之ナラズ之等ノ干渉
 ヲ公務ト名付ケ愚昧ノ町村ヲ齟齬シ變則自立ノ村役場ニ對
 シ町村組織完全ノ町村ト同ジク法律上正當ノ事務ヲ負ハセ矣
 力ナキ地價ニ對シ無法ニ稅費ヲ割リ當テ、被害ナキ有力ノ町村ト全
 一ノ事務ヲ負ハセ之レヲ苛酷ニ督スル如キハ實ニ暗黒社会ト云ハザル
 ベカラズ一方ニハ國法ヲ蔑シ一方ニハ事務ノ督促ヲ為ス等村吏ヲ苦
 役シ益々村落ヲ困窮セシメ甚シキハ釐毒問題ハ個人ノ問題ナリ
 故ニ町村役場ハ釐毒ニ関スベカラズトノ訓諭ヲ與ヘ町村長ヲ誘ヘ

其跡ヲ絶ツ至ルモ町村長ハ直接ニ關係スベカラズト訓示シ而シテ一方ニ自治町村制法前文ノ全文ノ破壊サレタルヲ顧ミズ此監督官長ハ鉍毒ハ個人ノコトナリト放棄シテ回復ノ策ヲ講ズルノ地方官一人モナク偶々之レヲ講ズルモアレバ勿クニ轉免ノ不幸ヲ免カレズト云フ已ニシテ町村ヲ破壊ノマ、ニシテ其町村ニ負擔ヲ重フスルノ急ナルノミ以上ノ如キ破壊町村ニハ町村自治制ヲ容ル、処ナシ依テ監督官長ハ適宜ニ法律ヲ仮設セシモノガ知事之レヲ認可シツ、アルハ現在ノ実証ナリ之レヲ約言セバ國家ノ法律ハ容ル、処ナクシテ知事郡長等ノ任意適宜方寸胸中ナルヲ法律トナセルモノ即チ適意ノ案件ト云フベシ之レ憲法法律ヲ破壊シテ之レニ代リニ知事郡長警察官等ノ私見ヲ以テセルモノ、如ケン夫レ法律上完全ノ町村ナケレバ完全ノ監督官廳ノアル筈ナシ法律上完全ノ監督官廳ナケレバ完全ノ政府ナシト云フノ外ナシ之レ等不体裁ヲ掩ハタメ強テ町村制ナキ

曰ハク町村自治制ノ法文中鉍毒ノ文字ナシ町村長ニシテ鉍毒ニ関スルモノハ違法ナリト誣ヘ村吏ハ固名譽職トシテ町村吏員タルモノナレバ町村吏員必ラズシモ博學多才ナラズ又必ラズシモ經濟法律ノ專門家ニアラザレバ先ツ監督官長ノ申條ヲ信ズルニシカズ之レヲ信ゼバ目下ニ横ハル町村自治ノ鉍毒ニ破壊サレタルヲモ町村ノ実力衰亡シテ土地ハ免租トナリ公民ノ權利消滅シテ町村會議員及町村吏員ノ消滅トナルモ町村制法文中鉍毒ノ文字ナキヲ以テ之レヲ町村務中以外ニ放任セザルヲ得ズト教ヘ甚シヘカナ尚普通ニ學校教員ノ欠損ハ鉍毒ヨリ来リテ村民道德ノ頹廢甚シト雖ドモ町村制ノ法文中鉍毒ノ法文ナキヲ以テ學校ニ對スル鉍毒ノ害ハ町村務ノ外ニ度外視セズト教ヘ渾テ鉍毒ノタメニ田畑ノ荒レタルモ河川ノ破壊セルモ町村制中鉍毒ノ文字ナキヲ以テ仮令其町村ノ亡滅ニ至ルモ町村民死シテ

曰ハク町村自治制ノ法文中鉍毒ノ文字ナシ町村長ニシテ鉍毒ニ関スルモノハ違法ナリト町村會議員ニシテ鉍毒事件ノ議決ヲ為スモノハ違法ナリト誣ヘ村吏ハ固名譽職トシテ町村吏員タルモノナレバ町村吏員必ラズシモ博學多才ナラズ又必ラズシモ經濟法律ノ專門家ニアラザレバ先ツ監督官長ノ申條ヲ信ズルニシカズ之レヲ信ゼバ目下ニ横ハル町村自治ノ鉍毒ニ破壊サレタルヲモ町村ノ実力衰亡シテ土地ハ免租トナリ公民ノ權利消滅シテ町村會議員及町村吏員ノ消滅トナルモ町村制法文中鉍毒ノ文字ナキヲ以テ之レヲ町村務中以外ニ放任セザルヲ得ズト教ヘ甚シヘカナ尚普通ニ學校教員ノ欠損ハ鉍毒ヨリ来リテ村民道德ノ頹廢甚シト雖ドモ町村制ノ法文中鉍毒ノ法文ナキヲ以テ學校ニ對スル鉍毒ノ害ハ町村務ノ外ニ度外視セズト教ヘ渾テ鉍毒ノタメニ田畑ノ荒レタルモ河川ノ破壊セルモ町村制中鉍毒ノ文字ナキヲ以テ仮令其町村ノ亡滅ニ至ルモ町村民死シテ

其跡ヲ絶ツ至ルモ町村長ハ直接ニ關係スベカラズト訓示シ而シテ一方ニ自治町村制法前文ノ全文ノ破壊サレタルヲ顧ミズ此監督官長ハ鉍毒ハ個人ノコトナリト放棄シテ回復ノ策ヲ講ズルノ地方官一人モナク偶々之レヲ講ズルモアレバ勿クニ轉免ノ不幸ヲ免カレズト云フ已ニシテ町村ヲ破壊ノマ、ニシテ其町村ニ負擔ヲ重フスルノ急ナルノミ以上ノ如キ破壊町村ニハ町村自治制ヲ容ル、処ナシ依テ監督官長ハ適宜ニ法律ヲ仮設セシモノガ知事之レヲ認可シツ、アルハ現在ノ実証ナリ之レヲ約言セバ國家ノ法律ハ容ル、処ナクシテ知事郡長等ノ任意適宜方寸胸中ナルヲ法律トナセルモノ即チ適意ノ案件ト云フベシ之レ憲法法律ヲ破壊シテ之レニ代リニ知事郡長警察官等ノ私見ヲ以テセルモノ、如ケン夫レ法律上完全ノ町村ナケレバ完全ノ監督官廳ノアル筈ナシ法律上完全ノ監督官廳ナケレバ完全ノ政府ナシト云フノ外ナシ之レ等不体裁ヲ掩ハタメ強テ町村制ナキ

曰ハク町村自治制ノ法文中鉍毒ノ文字ナシ町村長ニシテ鉍毒ニ関スルモノハ違法ナリト町村會議員ニシテ鉍毒事件ノ議決ヲ為スモノハ違法ナリト誣ヘ村吏ハ固名譽職トシテ町村吏員タルモノナレバ町村吏員必ラズシモ博學多才ナラズ又必ラズシモ經濟法律ノ專門家ニアラザレバ先ツ監督官長ノ申條ヲ信ズルニシカズ之レヲ信ゼバ目下ニ横ハル町村自治ノ鉍毒ニ破壊サレタルヲモ町村ノ実力衰亡シテ土地ハ免租トナリ公民ノ權利消滅シテ町村會議員及町村吏員ノ消滅トナルモ町村制法文中鉍毒ノ文字ナキヲ以テ之レヲ町村務中以外ニ放任セザルヲ得ズト教ヘ甚シヘカナ尚普通ニ學校教員ノ欠損ハ鉍毒ヨリ来リテ村民道德ノ頹廢甚シト雖ドモ町村制ノ法文中鉍毒ノ法文ナキヲ以テ學校ニ對スル鉍毒ノ害ハ町村務ノ外ニ度外視セズト教ヘ渾テ鉍毒ノタメニ田畑ノ荒レタルモ河川ノ破壊セルモ町村制中鉍毒ノ文字ナキヲ以テ仮令其町村ノ亡滅ニ至ルモ町村民死シテ

町村役場ヲ置カシメ町村長ノ撰挙ヲ認可シ行政事務ヲ督促ヲナスニ當
 ツテ法律アルモノ、如クシ又町村鈹毒事務ニ関スル能ハザラシムルハ之レ被害
 地方行政官一己専斷ノ權謀ト云フベキカ而カモ尚地方官ハ是等ノ慘
 状ヲ上申セス却ツテ之レガ隠閉ヲ力ム畢竟町村ニ自治町村制ノ法律
 ヲ容ル、能ハザル破壊ノ町村ハ何等ノ法律ヲ以テ其町村ヲ制御スルモノナ
 ルカ即チ無法律ハ無法律ニシテ別ニ之レヲ制御スベキ法律ナキコトハ明カナ
 リ之レヲ正当ニ憲法アリ法律アリト云フヲ得ベキカ正ニ之レ我國憲法
 ハ破壊セラレ法律制度モ又破壊セラレ即チ憲法ノ統一ナクシテ法
 律モ又死滅セリ尚且ツ之レガ回復ヲ圖ラズ徒ラニ適宜ノ法律ニ代
 用スル地方官等ガ暴力ノ甚シキハ正ニ之レ鈹毒地方ノ状況ナリ此他
 河川山林教育衛生租稅等ノ諸法律一モ勅語憲法法律
 規則命令ノ尊奉セラル、ヲ見ズ又一方足尾銅山ノ周圍數里ノ
 官林徳川氏ノ植付ケタル百八ヶ年目ノ大木ヲ拳ゲテ之レヲ濫
 伐シ加ヘテ煙毒ノ害深ク嫩芽草苔ヲ枯死セシメ又山土ヲ
 毒化セル為メ山腹ノ毒土崩レ落チ山骨顯レテ又崩落シ破碎ノ岩
 片溪谷ヲ埋メ又下流ノ河身ヲ埋メ洪水ヲ高メ堤塘ヲ破リ堤ノ
 内外広キ田畑ヲ毒シ収額ヲ減シ河水ハ不潔有毒ニシテ河川法
 ノ存スル処ヲ見ズ兩岸竹草ヲ枯死シ兩岸タメニ崩落シ河身ハ
 埋メ高ノマ、ニシテ兩岸ハ堤塘土質乾燥シ堤塘危弱トナリ毒浪
 怒濤ニ堪ヘズ兩岸及堤防ノ崩ル、コト夥シク堤防ノ破壊多キコト一
 村數ヶ所ニ及ビ人屋漂ヘテ被難ヲ避クル所ナリ飲食毒水ニ浸リテ
 數日飢ラ免カレズ去ル二十三年二十九年三十一年ノ大洪水汎濫ノ都度
 タ々毒浪汎濫ノ悲惨ニ苦メラレテ其害ノ及ベキ程度ノ深淺ヲモ知
 ラザル人民ヲ侮リ學理ニ長ジタル者却テ此慘状ヲ冷笑シ去リ只
 堤塘ノ崩壞鋸ノ如キニ至レル所僅ニ修繕費ヲ下附シテ之レヲ恩
 惠トス実ニ近年渡良瀬川洪水ノ如キ水量毒浪モ亦俄カニ高

町村二町村役場ヲ置カシメ町村長ノ撰挙ヲ認可シ行政事務ヲ督促ヲナスニ當
 ツテ法律アルモノ、如クシ又町村鈹毒事務ニ関スル能ハザラシムルハ之レ被害
 地方行政官一己専斷ノ權謀ト云フベキカ而カモ尚地方官ハ是等ノ慘
 状ヲ上申セス却ツテ之レガ隠閉ヲ力ム畢竟町村ニ自治町村制ノ法律
 ヲ容ル、能ハザル破壊ノ町村ハ何等ノ法律ヲ以テ其町村ヲ制御スルモノナ
 ルカ即チ無法律ハ無法律ニシテ別ニ之レヲ制御スベキ法律ナキコトハ明カナ
 リ之レヲ正当ニ憲法アリ法律アリト云フヲ得ベキカ正ニ之レ我國憲法
 ハ破壊セラレ法律制度モ又破壊セラレ即チ憲法ノ統一ナクシテ法
 律モ又死滅セリ尚且ツ之レガ回復ヲ圖ラズ徒ラニ適宜ノ法律ニ代
 用スル地方官等ガ暴力ノ甚シキハ正ニ之レ鈹毒地方ノ状況ナリ此他
 河川山林教育衛生租稅等ノ諸法律一モ勅語憲法法律
 規則命令ノ尊奉セラル、ヲ見ズ又一方足尾銅山ノ周圍數里ノ
 官林徳川氏ノ植付ケタル百八ヶ年目ノ大木ヲ拳ゲテ之レヲ濫

伐シ加ヘテ煙毒ノ害深ク嫩芽草苔ヲ枯死セシメ又山土ヲ
 毒化セル為メ山腹ノ毒土崩レ落チ山骨顯レテ又崩落シ破碎ノ岩
 片溪谷ヲ埋メ又下流ノ河身ヲ埋メ洪水ヲ高メ堤塘ヲ破リ堤ノ
 内外広キ田畑ヲ毒シ収額ヲ減シ河水ハ不潔有毒ニシテ河川法
 ノ存スル処ヲ見ズ兩岸竹草ヲ枯死シ兩岸タメニ崩落シ河身ハ
 埋メ高ノマ、ニシテ兩岸ハ堤塘土質乾燥シ堤塘危弱トナリ毒浪
 怒濤ニ堪ヘズ兩岸及堤防ノ崩ル、コト夥シク堤防ノ破壊多キコト一
 村數ヶ所ニ及ビ人屋漂ヘテ被難ヲ避クル所ナリ飲食毒水ニ浸リテ
 數日飢ラ免カレズ去ル二十三年二十九年三十一年ノ大洪水汎濫ノ都度
 タ々毒浪汎濫ノ悲惨ニ苦メラレテ其害ノ及ベキ程度ノ深淺ヲモ知
 ラザル人民ヲ侮リ學理ニ長ジタル者却テ此慘状ヲ冷笑シ去リ只
 堤塘ノ崩壞鋸ノ如キニ至レル所僅ニ修繕費ヲ下附シテ之レヲ恩
 惠トス実ニ近年渡良瀬川洪水ノ如キ水量毒浪モ亦俄カニ高

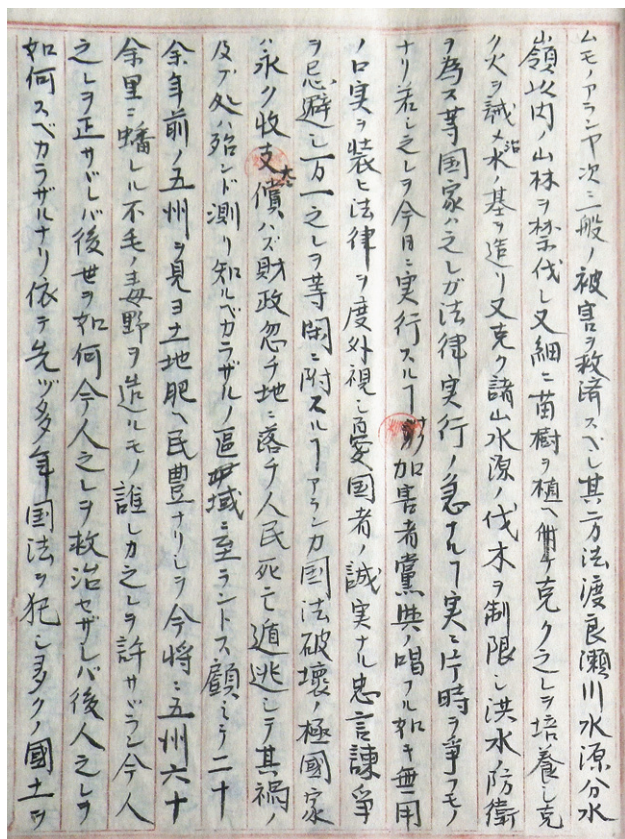
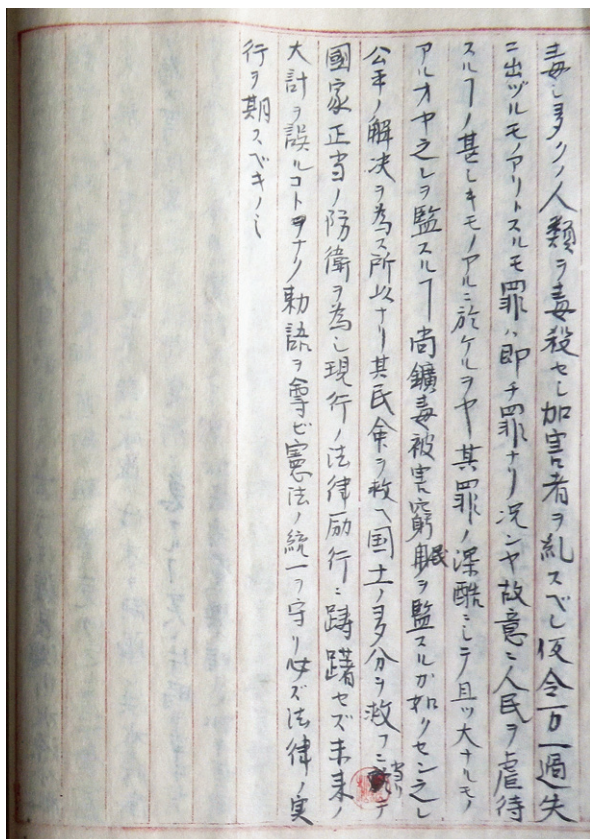
町村二町村役場ヲ置カシメ町村長ノ撰挙ヲ認可シ行政事務ヲ督促ヲナスニ當
 ツテ法律アルモノ、如クシ又町村鈹毒事務ニ関スル能ハザラシムルハ之レ被害
 地方行政官一己専斷ノ權謀ト云フベキカ而カモ尚地方官ハ是等ノ慘
 状ヲ上申セス却ツテ之レガ隠閉ヲ力ム畢竟町村ニ自治町村制ノ法律
 ヲ容ル、能ハザル破壊ノ町村ハ何等ノ法律ヲ以テ其町村ヲ制御スルモノナ
 ルカ即チ無法律ハ無法律ニシテ別ニ之レヲ制御スベキ法律ナキコトハ明カナ
 リ之レヲ正当ニ憲法アリ法律アリト云フヲ得ベキカ正ニ之レ我國憲法
 ハ破壊セラレ法律制度モ又破壊セラレ即チ憲法ノ統一ナクシテ法
 律モ又死滅セリ尚且ツ之レガ回復ヲ圖ラズ徒ラニ適宜ノ法律ニ代
 用スル地方官等ガ暴力ノ甚シキハ正ニ之レ鈹毒地方ノ状況ナリ此他
 河川山林教育衛生租稅等ノ諸法律一モ勅語憲法法律
 規則命令ノ尊奉セラル、ヲ見ズ又一方足尾銅山ノ周圍數里ノ
 官林徳川氏ノ植付ケタル百八ヶ年目ノ大木ヲ拳ゲテ之レヲ濫

人民ヲ誘惑シテ向フ処ヲ失ハシメタリ夫レ斯ノ如クナルニ保護者ハ常ニ請願ヲ拒ミ細民ヲ威嚇シ或ハ無罪ノ人ヲ捕ヘテ獄ニ投ジ運動奔走ヲ妨グル事モ亦幾回ニ及ビ今此ニ滅亡ノ町村暗黒ノ社會ヲ救ヘ実力ヲ挽回シ人心ヲ回復セシムルニ當ツテハ斷ニ法律ヲ守リ当局各省ノ責任ヲ健全ナラシムルニアリ當局ノ本領ヲ自ラ堅ク保護スルニアリ而シテ渾テノ國法ヲ拳テ一個人ノ左右スル所ヲ許サルナリ先ヅ鉍業條例ヲ勵行シテ國家ノ亡滅ニ至ルヲ停止スベシ而シテ國家多大ノ利益ヲ保護スルニアリ其郡村部落個人ノ生業ヨリ公私享有財産公私有租地ノ荒亡ニ至ルコトヲ停止シ人民ノ生殺與奪等ニ至ルマデ悉ク之レヲ加害者一人ノ手ニ放任スルコトヲ停止シ人民ノ毒ニ死スルモノアルヲ停止スル為メ國家ハ在来ノ無法ヲ怒テ正シム國法ノ權能ヲ明ニシ其加害殺人ノ鉍業ヲ嚴止シテ法律ヲ正明ニ實行スルニ以テ誰レカ之レヲ拒

マリテ堤塘ヲ超越スル所多ク民屋ヲ漂流荒廢ノ跡多ク尚今来居住民ノ危険飲用水ノ欠乏不潔不良禾穀枯凋魚貝ノ死亡天産ノ亡滅等近年又人多ク死セリ之レヲ國アリ法律アルノ社會ト云フヲ得ベキカ之レニ代ルニ加害者ノ恣ニ地方官ハ常ニ此窮民ヲ毒中ニ愚弄虐待スルノ尚甚シク之レヨリ来ル慘害ハ無形ニシテ被害民ノ想像シ及バザルモノ多シ又別ニ土地ニ對スル法律保護ナキ為メ諸般ノ被害糾合シテ終ニ地方制度ノ亡滅トナリ組織要素トナリ人民流離顛廢トナリ困民ノ窮苦トナリ疾病トナリ死人トナリ志士仁人ノ救済トナルマデノ長年月間之レガ為メ刑法事件トナリ村費濫雜トナリ加フルニ惡漢ノ出沒權利ノ買収及人心ヲ愚ニ導キ或ハ脅シ或ハ誑カシ甚シキハ慈善家ノ事業等ニ對シ無礼ヲ為サシムルニ至ルマデ常ニ惡漢等才使族シ窮民ノ虚ニ乗ジテハ百年百毒流言離間遂

二人民ヲ誘惑シテ向フ処ヲ失ハシメタリ夫レ斯ノ如クナルニ保護者ハ常ニ請願ヲ拒ミ細民ヲ威嚇シ或ハ無罪ノ人ヲ捉ヘテ獄ニ投ジ運動奔走ヲ妨グル事モ亦幾回ニ及ビ今此ニ滅亡ノ町村暗黒ノ社會ヲ救ヘ実力ヲ挽回シ人心ヲ回復セシムルニ當ツテハ斷ニ法律ヲ守リ當局各省ノ責任ヲ健全ナラシムルニアリ當局ノ本領ヲ自ラ堅ク保護スルニアリ而シテ渾テノ國法ヲ拳テ一個人ノ左右スル所ヲ許サルニアリ先ヅ鉍業條例ヲ勵行シテ國家ノ亡滅ニ至ルヲ停止スベシ而シテ國家多大ノ利益ヲ保護スルニアリ其郡村部落個人ノ生業ヨリ公私享有財産公私有租地ノ荒亡ニ至ルコトヲ停止シ人民ノ生殺與奪等ニ至ルマデ悉ク之レヲ加害者一人ノ手ニ放任スルコトヲ停止シ人民ノ毒ニ死スルモノアルヲ停止スル為メ國家ハ在来ノ無法ヲ怒テ正シム國法ノ權能ヲ明ニシ其加害殺人ノ鉍業ヲ嚴止シテ法律ヲ正明ニ實行スルニ以テ誰レカ之レヲ拒

マリテ堤塘ヲ超越スル所多ク民屋ヲ漂流荒廢ノ跡多ク尚今来居住民ノ危険飲用水ノ欠乏不潔不良禾穀枯凋魚貝ノ死亡天産ノ亡滅等近年又人多ク死セリ之レヲ國アリ法律アルノ社會ト云フヲ得ベキカ之レニ代ルニ加害者ノ恣ニ地方官ハ常ニ此窮民ヲ毒中ニ愚弄虐待スルコト尚甚シク之レヨリ来ル慘害ハ無形ニシテ被害民ノ想像シ及バザルモノ多シ又別ニ土地ニ對スル法律保護ナキ為メ諸般ノ被害糾合シテ終ニ地方制度ノ亡滅トナリ組織要素トナリ人民流離顛廢トナリ困民ノ窮苦トナリ疾病トナリ死人トナリ志士仁人ノ救済トナルマデノ長年月間之レガ為メ刑法事件トナリ村費濫雜トナリ加フルニ惡漢ノ出沒權利ノ買収及人心ヲ愚ニ導キ或ハ脅シ或ハ誑カシ甚シキハ慈善家ノ事業等ニ對シ無礼ヲ為サシムルニ至ルマデ常ニ惡漢等才使族シ窮民ノ虚ニ乗ジテハ百年百毒流言離間遂



ムモノアランヤ次ニ般ノ被害ヲ救済スベシ其方法渡良瀬川水源分水
嶺以内ノ山林ヲ禁伐シ又細ニ苗樹ヲ植ヘ克ク之レヲ培養シ克
ク火ヲ誅メ治水ノ基ヲ造リ又克ク諸山水源ノ伐木ヲ制限シ洪水防衛
ヲ為ス等國家ハ之レガ法律実行ノ急ナルコト実ニ片時ヲ争フモノ
ナリ若シ之レヲ今日ニ実行スルコトナク加害者党与ノ唱フル如キ無用
ノ口実ヲ装ヒ法律ヲ度外視シ憂國者ノ誠実ナル忠言諫争
ヲ忌避シ万一之レヲ等閑ニ附スルコトアランカ國法破壊ノ極國家
ハ永ク収支大ニ償ハズ財政忽チ地ニ落チ人民死亡遁逃シテ其禍ノ
及フ処ハ殆ンド測リ知ルベカラザルノ区域ニ至ラントス顧ミテ二十
余年前ノ五州ヲ見ヨ土地肥ヘ民豊ナリシヲ今將ニ五州六十
余里ニ蟠レル不毛ノ毒野ヲ造ルモノ誰レカ之レヲ許サザラン今人
之レヲ正サザレバ後世ヲ如何今人之レヲ救治セザレバ後人之レヲ
如何スベカラザルナリ依テ先ヅ多年國法ヲ犯シ多クノ國土ヲ

毒シ多クノ人類ヲ毒殺セシ加害者ヲ糺スベシ假令万一過失
ニ出ヅルモノアリトスルモ罪ハ即チ罪ナリ況ンヤ故意ニ人民ヲ虐待
スルコトノ甚シキモノアルニ於ケルヤヤ其罪ノ深酷ニシテ且ツ大ナルモノ
アルオヤ之レヲ監スルコト尚鉅毒被害窮民ヲ監スルガ如クセン之レ
公平ノ解決ヲ為ス所以ナリ其民命ヲ救ヘ國土ノ多分ヲ救フニ当リテ
國家正當ノ防衛ヲ為シ現行ノ法律勵行ニ躊躇セズ未來ノ
大計ヲ誤ルコトヲナク勅語ヲ尊ビ憲法ノ統一ヲ守リ必ズ法律ノ実
行ヲ期スベキノミ

ムモノアランヤ次ニ般ノ被害ヲ救済スベシ其方法渡良瀬川水源分水
嶺以内ノ山林ヲ禁伐シ又細ニ苗樹ヲ植ヘ克ク之レヲ培養シ克
ク火ヲ誅メ治水ノ基ヲ造リ又克ク諸山水源ノ伐木ヲ制限シ洪水防衛
ヲ為ス等國家ハ之レガ法律実行ノ急ナルコト実ニ片時ヲ争フモノ
ナリ若シ之レヲ今日ニ実行スルコトナク加害者党与ノ唱フル如キ無用
ノ口実ヲ装ヒ法律ヲ度外視シ憂國者ノ誠実ナル忠言諫争
ヲ忌避シ万一之レヲ等閑ニ附スルコトアランカ國法破壊ノ極國家
ハ永ク収支大ニ償ハズ財政忽チ地ニ落チ人民死亡遁逃シテ其禍ノ
及フ処ハ殆ンド測リ知ルベカラザルノ区域ニ至ラントス顧ミテ二十
余年前ノ五州ヲ見ヨ土地肥ヘ民豊ナリシヲ今將ニ五州六十
余里ニ蟠レル不毛ノ毒野ヲ造ルモノ誰レカ之レヲ許サザラン今人
之レヲ正サザレバ後世ヲ如何今人之レヲ救治セザレバ後人之レヲ
如何スベカラザルナリ依テ先ヅ多年國法ヲ犯シ多クノ國土ヲ

毒シ多クノ人類ヲ毒殺セシ加害者ヲ糺スベシ假令万一過失
ニ出ヅルモノアリトスルモ罪ハ即チ罪ナリ況ンヤ故意ニ人民ヲ虐待
スルコトノ甚シキモノアルニ於ケルヤヤ其罪ノ深酷ニシテ且ツ大ナルモノ
アルオヤ之レヲ監スルコト尚鉅毒被害窮民ヲ監スルガ如クセン之レ
公平ノ解決ヲ為ス所以ナリ其民命ヲ救ヘ國土ノ多分ヲ救フニ当リテ
國家正當ノ防衛ヲ為シ現行ノ法律勵行ニ躊躇セズ未來ノ
大計ヲ誤ルコトヲナク勅語ヲ尊ビ憲法ノ統一ヲ守リ必ズ法律ノ実
行ヲ期スベキノミ

又田園灌溉自在利益アリ禾穀野菜等豊饒ナルハ天産力ノ多キヲ証シ無毒ノ河川支流池沼モ数多アリテ其周囲モ亦多少無毒ノ水源アリ為メニ古来大小雑多ノ魚鳥類多ク右ノ河川溝堀池沼ニ播殖シ人民為メニ生業豊カニシテ人類亦休格肥大ナリシ現今至リテモ氣候無事ノ日ニ当リ本流渡良瀬川ニ毒流稀薄ナルノ日ニ当リ右諸支流ヨリ流出スル飛花落葉虫類等ハ河中暫ク水城ヲ異ニシテ小魚之ニ遊ベル水質ハ極メテ無毒ナルモノ河中暫ク水城ヲ異ニシテ小魚之ニ遊ベル天産ノ著シカリシヲ証明スベシ但シ支川ノ魚類ノ追年鮮少トナリシハ本流ノ流毒ニ死亡シテ再度支川ニ帰ラザルヲ以テ故ナルヲ証明セバ本流魚ノ關係ノ疑ヲ解クニ充分ノ事実トス沿岸竹草葎茅等丈ケ長ク伸ビタルハ今ノ雜草ノ短小稀薄ナル如キモノニアラズ而シテ又船舶運輸ノ便利等ハ下流ノ地勢広ク平坦ニシテ水利多

天産及經濟及鉍毒問題性質之部
一足尾銅山以北諸山及鉍山附近溪谷ノ數流ヲ合センモノ之レ有毒ノ河線渡良瀬川ノ本流トス其東十數里ニ連ル諸山ハ古峯源水室根本行道山々流源宝來出流唐澤小野寺巴波尾釜粕尾等ノ諸山脈及平林等ヨリ湧出スル大小ノ支川溝堀等各無毒ノ水源ヲ有シ又一方足尾山ヨリ南二十數里ニ涉ル諸山ハ庚申澤入東山以南南大小支川之レ又無毒ノ水源ニシテ各其下流ハ皆渡良瀬川ニ合流シ而シテ右諸山ノ水源ハ他ノ普通ノ山沢ト異ナリ諸山ハ概テ無類ノ天産力ヲ有シ加フルニ諸山森林ノ如キハ旧幕府徳川氏ノ水源涵養策ニヨリ數百年間ニ培養セシモノ之ヲ以テ上野下野武藏常陸下総ノ五列ニ通スル河川沿岸常ニ天産ニ富メルコトハ屢々已往ノ諸請願書等ニ記述セシ如ク此諸山ノ土質極メテ濃厚ナリ就中渡良瀬川桐生川柘田川等ノ水質又佳良ニシテ染色晒織物ニ利アリ

天産及經濟及鉍毒問題性質之部

一足尾銅山以北諸山及鉍山附近溪谷ノ數流ヲ合センモノ之レ有毒ノ河線渡良瀬川ノ本流トス其東十數里ニ連ル諸山ハ古峯源水室根本行道山々流源宝來出流唐澤小野寺巴波尾釜粕尾等ノ諸山脈及平林等ヨリ湧出スル大小ノ支川溝堀等各無毒ノ水源ヲ有シ又一方足尾山ヨリ南二十數里ニ涉ル諸山ハ庚申澤入東山以南南大小支川之レ又無毒ノ水源ニシテ各其下流ハ皆渡良瀬川ニ合流シ而シテ右諸山ノ水源ハ他ノ普通ノ山沢ト異ナリ諸山ハ概テ無類ノ天産力ヲ有シ加フルニ諸山森林ノ如キハ旧幕府徳川氏ノ水源涵養策ニヨリ數百年間ニ培養セシモノ之ヲ以テ上野下野武藏常陸下総ノ五列ニ通スル河川沿岸常ニ天産ニ富メルコトハ屢々已往ノ諸請願書等ニ記述セシ如ク此諸山ノ土質極メテ濃厚ナリ就中渡良瀬川桐生川柘田川等ノ水質又佳良ニシテ染色晒織物ニ利アリ

又田園灌溉自在ノ利益アリ禾穀野菜等ノ豊饒ナルハ天産力ノ多キヲ証シ無毒ノ河川支流池沼モ数多アリテ其周囲モ亦多少無毒ノ水源アリ為メニ古来大小雑多ノ魚鳥類多ク右ノ河川溝堀池沼ニ播殖シ人民為メニ生業豊カニシテ人類亦休格肥大ナリシ現今至リテモ氣候無事ノ日ニ当リ本流渡良瀬川ニ毒流稀薄ナルノ日ニ当リ右諸支流ヨリ流出スル飛花落葉虫類等ノ餌ヲ追フテ本流ニ游泳シ来レル小魚アリ支川ノ水質ハ極メテ無毒ナルモノ河中暫ク水城ヲ異ニセルタメ小魚之ニ遊ベルヲ以テモ已往ニ於テ本流毒ナキ時魚類虫貝及ビ之ニ伴フ諸鳥類天産ノ著シカリシヲ証明スベシ但シ支川ノ魚類ノ追年鮮少トナリシハ本流ノ流毒ニ死亡シテ再度支川ニ帰ラザルヲ以テ故ナルヲ証明セバ本流魚ノ關係ノ疑ヲ解クニ充分ノ事実トス沿岸竹草葎茅等丈ケ長ク伸ビタルハ今ノ雜草ノ短小稀薄ナル如キモノニアラズ而シテ又船舶運輸ノ便利等ハ下流ノ地勢広ク平坦ニシテ水利多

沿岸之レカ為水産ノ天産ニ富ミ土地極メテ肥エタリシ而シテ其浴
 澤利根江戸両川一帯ニ分配シテ水陸無量ノ公益トナリ之レガ為メ古
 来住民百數十ヶ新町村ノ経営正ニ此天産ニ養ハル、モノトス今ヤ土
 質毒セラレ飲用及ビ田圃用水皆不良不潔トナリ魚貝鳥獸水
 草陸草皆不治ノ病ヲ得テ死滅若シクハ減少ス故ニ各科専門家ノ
 分科診断調査ヲ要スルヲ以テ先ツ之ノ問題ノ性質ヲ病類ノ定義トス
 見ヨ銅山及ビ被害地檢分者ヲ見ヨ恰モ患者ノ見廻ル資格ナラザル
 ナシ若シ夫レ被害民ノ案内モナク不時ノ臨檢若シクハ車上遠見等
 ヲ以テ病床ヲ視察セルモノトセバ之レ不親切ト云ハザルベカラズ此幾多ノ病氣
 合併難病ノ患者タル性質ヲ失ハザル被害地全般ノ病名ハ千差万
 別ニシテ各其趣向ヲ異ニセルモノナレバ各科其病名ノ事實ニ付キテ深ク
 診断ヲ遂ゲ之レガ治術投薬ヲナス之レ則テ切実ノ解決ヲナス所以ナリ
 苟モ皮相輕率ノ統計又ハ無識窮民ノ手ニ調査ノ出来難キモノアレ

ハ当局之レガ調査ヲ助クル必要アリ仮令バ個人各家每人ノ財産ハ他人
 ノ得テ知ル能ハザルモノナレバ村々役場ノ調査ト雖モ未ダ完全ノモノニアラズ況ンヤ
 郡衛縣廳ノ想像ニ成リタル調査ヲ以テセバ之レ誠ニ被害ノ真相ヲ得ズ
 被害緩急苦痛ノ程度如何ナルヤヲ知ル能ハズ若シ夫レ知
 事郡長村長警察等ノ手ニ調査ノ出来難キモノアレ
 個人損害救済
 免カレザル一大原因ニシテ本問題カ多年世人ニ誤解ヲ抱カレシ所以ナリサレバ
 如何ニシテ此調査ノ完全ヲ得ベキカ知事郡長ハ村役場ニ対シ調査ノ
 標準ヲ示シ町村役場ハ之ヲ町村民ニ勸誘指導シテ之ヲ調査セシムルノ
 順序トシ被害民ハ此指導ヲ受ケテ自家損害各分ヲ區別シ其年數
 ヲ以テ町村役場ニ集ムルノ順序ナレドモ被害民ノ中ニハ知識財産資力
 ノモ氣力モナキ程ノ悲境ニ沈淪スルモノアラリ之レ甚ダ至難ノ業ト云フベシ之

沿岸之レカ為水産ノ天産ニ富ミ土地極メテ肥エタリシ而シテ其浴
 澤利根江戸両川一帯ニ分配シテ水陸無量ノ公益トナリ之レガ為メ古
 来住民百數十ヶ新町村ノ経営正ニ此天産ニ養ハル、モノトス今ヤ土
 質毒セラレ飲用及ビ田圃用水皆不良不潔トナリ魚貝鳥獸水
 草陸草皆不治ノ病ヲ得テ死滅若シクハ減少ス故ニ各科専門家ノ
 分科診断調査ヲ要スルヲ以テ先ツ之ノ問題ノ性質ヲ病類ノ定義トス
 見ヨ銅山及ビ被害地檢分者ヲ見ヨ恰モ患者ノ見廻ル資格ナラザル
 ナシ若シ夫レ被害民ノ案内モナク不時ノ臨檢若シクハ車上遠見等
 ヲ以テ病床ヲ視察セルモノトセバ之レ不親切ト云ハザルベカラズ此幾多ノ病氣
 合併難病ノ患者タル性質ヲ失ハザル被害地全般ノ病名ハ千差万
 別ニシテ各其趣向ヲ異ニセルモノナレバ各科其病名ノ事實ニ付キテ深ク
 診断ヲ遂ゲ之レガ治術投薬ヲナス之レ則テ切実ノ解決ヲナス所以ナリ
 苟モ皮相輕率ノ統計又ハ無識窮民ノ手ニ調査ノ出来難キモノアレ

ク沿岸之レカ為水産ノ天産ニ富ミ土地極メテ肥エタリシ而シテ其浴
 沢利根江戸両川一帯ニ分配シテ水陸無量ノ公益トナリ之レガ為メ古
 来ノ住民百數十ヶ新町村ノ経営正ニ此天産ニ養ハル、モノトス今ヤ土
 質毒セラレ飲用及ビ田圃用水皆不良不潔トナリ魚貝鳥獸水
 草陸草皆不治ノ病ヲ得テ死滅若シクハ減少ス故ニ各科専門家ノ
 分科診断調査ヲ要スルヲ以テ先ツ之ノ問題ノ性質ヲ病類ノ定義トス
 見ヨ銅山及ビ被害地檢分者ヲ見ヨ恰モ患者ノ見廻ル資格ナラザル
 ナシ若シ夫レ被害民ノ案内モナク不時ノ臨檢若シクハ車上遠見等
 ヲ以テ病床ヲ視察セルモノトセバ之レ不親切ト云ハザルベカラズ此幾多ノ病氣
 合併難病ノ患者タル性質ヲ失ハザル被害地全般ノ病名ハ千差万
 別ニシテ各其趣向ヲ異ニセルモノナレバ各科其病名ノ事實ニ付キテ深ク
 診断ヲ遂ゲ之レガ治術投薬ヲナス之レ則テ切実ノ解決ヲナス所以ナリ
 苟モ皮相輕率ノ統計又ハ無識窮民ノ手ニ調査ノ出来難キモノアレ

ハ当局之レガ調査ヲ助クル必要アリ仮令バ個人各家每人ノ財産ハ他人
 ノ得テ知ル能ハザルモノナレバ村々役場ノ調査ト雖モ未ダ完全ノモノニアラズ況ンヤ
 郡衛縣廳ノ想像ニ成リタル調査ヲ以テセバ之レ誠ニ被害ノ真相ヲ得ズ
 被害緩急苦痛ノ程度如何ナルヤヲ知ル能ハズ若シ夫レ知
 事郡長村長警察等ノ手ニ調査ノ出来難キモノアレ
 個人損害救済
 免カレザル一大原因ニシテ本問題カ多年世人ニ誤解ヲ抱カレシ所以ナリサレバ
 如何ニシテ此調査ノ完全ヲ得ベキカ知事郡長ハ村役場ニ対シ調査ノ
 標準ヲ示シ町村役場ハ之ヲ町村民ニ勸誘指導シテ之ヲ調査セシムルノ
 順序トシ被害民ハ此指導ヲ受ケテ自家損害各分ヲ區別シ其年數
 ヲ以テ町村役場ニ集ムルノ順序ナレドモ被害民ノ中ニハ知識財産資力
 ノモ氣力モナキ程ノ悲境ニ沈淪スルモノアラリ之レ甚ダ至難ノ業ト云フベシ之

ク沿岸之レカ為水産ノ天産ニ富ミ土地極メテ肥エタリシ而シテ其浴
 沢利根江戸両川一帯ニ分配シテ水陸無量ノ公益トナリ之レガ為メ古
 来ノ住民百數十ヶ新町村ノ経営正ニ此天産ニ養ハル、モノトス今ヤ土
 質毒セラレ飲用及ビ田圃用水皆不良不潔トナリ魚貝鳥獸水
 草陸草皆不治ノ病ヲ得テ死滅若シクハ減少ス故ニ各科専門家ノ
 分科診断調査ヲ要スルヲ以テ先ツ之ノ問題ノ性質ヲ病類ノ定義トス
 見ヨ銅山及ビ被害地檢分者ヲ見ヨ恰モ患者ノ見廻ル資格ナラザル
 ナシ若シ夫レ被害民ノ案内モナク不時ノ臨檢若シクハ車上遠見等
 ヲ以テ病床ヲ視察セルモノトセバ之レ不親切ト云ハザルベカラズ此幾多ノ病氣
 合併難病ノ患者タル性質ヲ失ハザル被害地全般ノ病名ハ千差万
 別ニシテ各其趣向ヲ異ニセルモノナレバ各科其病名ノ事實ニ付キテ深ク
 診断ヲ遂ゲ之レガ治術投薬ヲナス之レ則テ切実ノ解決ヲナス所以ナリ
 苟モ皮相輕率ノ統計又ハ無識窮民ノ手ニ調査ノ出来難キモノアレ

必要アリト云フ所以ナリ而シテ曲學無血者流カ著述セル無標準ノ
 案件ニ誤マレズ恰モ實地病人ノ内部ヲ探ルガ如クシ其縦横多岐ニ
 連繫セル複雑ノ被害ヲ解釈シ損害ノ究極ヲ明カニスルニ当リテハ先ツ
 個人ガ所有セル財産ノ極メテ細微ニ屬スル收穫ノ減少ニ至ル迄悉ク
 之ヲ集メ纏メテ以テ個人損害參考ノ一項トシ又別ニ社会ニ波及セル
 無形ノ損害即チ村落ノ衰退ヨリ其中中央若シハ其關係地ニ
 位置ヲ有スル繁市町宿駅ノ衰退ニ傾ケルガ如キ社会直接間接
 損害ノ種類ハ極メテ数多ナリ其各数ヲ參考シテ之レヲ社会損害ノ
 一項トシ又別ニ国家ハ租税其他收納ノ減額及ビ土地ノ利子等合
 計シ及ビ之ニ数倍スル所有者所得ノ損害及ビ人民義務ノ減少亡滅
 山林河川諸工事業費ノ増額及其利子等収支ノ損害ヲ綜合シ之ヲ
 國家損害ノ一項トシ右ノ三項ヲ總計シ各項數目ヲ判明シ易クシ其得失ヲ
 公表スル為メ之ヲ公然國民ニ示シ而シテ計數シ難キモノ即チ

等對シ地方官於テ充分ノ助勢ヲ加フルニアラザレバ完全ノ調査ヲ為
 シ得ザルナリ又社会損害ノ如キニ至リテハ村々關係ヲ異ニシ甲乙丙丁村々
 ノ区々ニシテ被害ノ地勢水利及種類程度極メテ同ジカラズ且ツ數十里
 ニ渉ル沿岸一帯ノ利益ニ通スルモノ少ナク交通其他社会ニ對スル損害
 一調査ヲ為ス能ハザル之等地方官及中央政府ガ愛國思想ト
 真誠ノ學理ニ拠リ事實ヲ極ムルニアラザレバ完全ノ調査ヲ遂グル能ハズ
 又國家ノ收入及地方町村費ノ地價割ノ統計ト雖モ之レ又町村
 調査ノ不便ナルヨリハ寧ロ政府方面ノ便利ニシカサルモノナリ要スルニ区域ノ広
 キモ學理ヲ要スルモノハ地方官及中央政府ノ調査ヲ便利トシ又一方
 ニ於テ下情ノ苦痛被害ノ慘狀詳細ニ至ルモノハ村落居住ノ本人ニアラ
 サレバ他人ノ深ク知ル能ハサルモノナリ故ニ其大ナルモノハ益々広ク小ナルモノハ益
 々小ナラザルヲ得ズ結局細民ノ手ニ終局ノ調査ヲ見ル可ラザルモノニ至リ
 テハ地方官及中央政府當局者於テ之ニ助勢ヲ加フルノ

必要アリト云フ所以ナリ而シテ曲學無血者流カ著述セル無標準ノ
 案件ニ誤マレズ恰モ實地病人ノ内部ヲ探ルガ如クシ其縦横多岐ニ
 連繫セル複雑ノ被害ヲ解釈シ損害ノ究極ヲ明カニスルニ当リテハ先ツ
 個人ガ所有セル財産ノ極メテ細微ニ屬スル收穫ノ減少ニ至ル迄悉ク
 之ヲ集メ纏メテ以テ個人損害參考ノ一項トシ又別ニ社会ニ波及セル
 無形ノ損害即チ村落ノ衰退ヨリ其中中央若シハ其關係地ニ
 位置ヲ有スル繁市町宿駅ノ衰退ニ傾ケルガ如キ社会直接間接
 損害ノ種類ハ極メテ数多ナリ其各数ヲ參考シテ之レヲ社会損害ノ
 一項トシ又別ニ国家ハ租税其他收納ノ減額及ビ土地ノ利子等合
 計シ及ビ之ニ数倍スル所有者所得ノ損害及ビ人民義務ノ減少亡滅
 山林河川諸工事業費ノ増額及其利子等収支ノ損害ヲ綜合シ之レヲ
 國家損害ノ一項トシ右ノ三項ヲ總計シ各項數目ヲ判明シ易クシ其得失ヲ
 公表スル為メ之ヲ公然國民ニ示シ而シテ計數シ難キモノ即チ

等ニ對シ地方官ニ於テ充分ノ助勢ヲ加フルニアラザレバ完全ノ調査ヲ為
 シ得ザルナリ又社会損害ノ如キニ至リテハ村々關係ヲ異ニシ甲乙丙丁村々
 ノ区々ニシテ被害ノ地勢水利及種類程度極メテ同ジカラズ且ツ數十里
 ニ渉ル沿岸一帯ノ利益ニ通スルモノ少ナク交通其他社会ニ對スル損害
 一調査ヲ為ス能ハザルベシ之等地方官及中央政府ガ愛國思想ト
 真誠ノ學理ニ拠リ事實ヲ極ムルニアラザレバ完全ノ調査ヲ遂グル能ハズ
 又國家ノ收入及地方町村費ノ地價割ノ統計ト雖モ之レ又町村
 調査ノ不便ナルヨリハ寧ロ政府方面ノ便利ニシカサルモノナリ要スルニ区域ノ広
 キモ學理ヲ要スルモノハ地方官及中央政府ノ調査ヲ便利トシ又一方
 ニ於テ下情ノ苦痛被害ノ慘狀詳細ニ至ルモノハ村落居住ノ本人ニアラ
 サレバ他人ノ深ク知ル能ハサルモノナリ故ニ其大ナルモノハ益々広ク小ナルモノハ益
 々小ナラザルヲ得ズ結局細民ノ手ニ終局ノ調査ヲ見ル可ラザルモノニ至リ
 テハ地方官及中央政府當局者於テ之ニ助勢ヲ加フルノ

人類生活上重要ノ飲食不良ヨリ營養不足補足費窮苦疾
病死亡等對シテ冗用及ビ多年間ニ巨額諸請願ニ對スル必要ノ費用
等推測シ得ルモノト積算シ得ルモノトヲ合計セバ是又其數量ノ甚ダ少ナカラザル
ニ至ランカ以上ノ各項數目ヲ總稱セバ實ニ數千萬円ニ上リテ而シテ
尚止マザル所ヲシラザルモノナリ且ツ此外沿岸一帯ノ土地亡滅人
畜悉ク跡ヲ絶ツトキ至ランカ之レ殆ント名狀スベカラサル未來無窮ノ損
害ニシテ之レヲ予測スル必要ハ今日ニ迫レリシルベシ既往ノ經濟カ
如何ナル悪經濟ナリシカラ之レヲ悔ハ改メテ斷然之レヲ革正シ其大勢
ヲ挽回セントスルニ當リテハ經濟ノ本義ヲ誤ラズ經濟上ノ德義ヲ守リ
而モ法律ノ保護アツテ仮リニモ自己曖昧ノ手段ヲナス名分ヲ明ニシ
故ナク法ヲ蔑シ一ケ人ノ所有セル有害ノ鉱業ヲ停止スル能ハズシテ
數十方良民ノ生業ヲ停止スル如キ不德義ニシテ且ツ得失ノ償
ハサルコトヲ嚴禁シ謹テ經濟ノ原理ニ逆ラサレバ常ニ天産ノ勞

銀少ナクシテ功益多キヲ見ンノ今人爲ノ害ヲ加ヘズ天産ヲ害サ
ズ洪水ヲ大ナラシメズ混毒ヲ汎濫セシメズ民屋ヲ漂流セシメズ土地及
地ノ利ヲ毒スル事ヲ禁スルニ當ツテ誰レカ之ヲ拒ムモノアラシヤ試シニ己
往銅山鉅毒予防工事ヲ見ヨ地形狹隘工事ノ為シ難キ其ノ煙
ハ山土ヲ毒シ且ツ捨石鏡等ハ一雨毎ニ酸化シテ河中ニ注ギ雨降レバ
忽チ毒量増加シテ魚ノ死シテ流ルニ至ル鉅毒ノ堆積所ヲ
始メ雨ハ全山ヲ毒シ又二万人余ノ汚物ヲ常ニ放流シテ飲
用水ヲ汚滅ニスル等擧ゲテ云フベカラサルナリ若シ足尾銅山ヲ除キ
其以南及東方諸山ノミ雨降ラバ其洪水ハ無毒ニシテ今天然
ノ肥料ヲ齎ス事旧ノ如シ三十一一年以來足尾山ニ大雨少ナリ他山ノ
雨屢々ナルガ為メ三十二年以降ハ鉅毒ノ流下少ナクシテ却ツテ諸
支川ノ齎ス肥料ノ來リタルヲ見ルベシ
足尾山附近暴風雨少ナキノ致スルニシテ

人類生活上重要ノ飲食不良ヨリ營養不足補足費窮苦疾
病死亡等ニ對スル冗用及ビ多年間ニ巨額諸請願ニ對スル必要ノ費用
等推測シ得ルモノト積算シ得ルモノトヲ合計セバ是又其數量ノ甚ダ少ナカラザル
ニ至ランカ以上ノ各項數目ヲ總稱セバ實ニ數千萬円ニ上リテ而シテ
尚止マザル所ヲシラザルモノナリ且ツ此外沿岸一帯ノ土地亡滅人
畜悉ク跡ヲ絶ツトキ至ランカ之レ殆ント名狀スベカラサル未來無窮ノ損
害ニシテ之レヲ予測スル必要ハ今日ニ迫レリシルベシ既往ノ經濟カ
如何ナル悪經濟ナリシカラ之レヲ悔ハ改メテ斷然之レヲ革正シ其大勢
ヲ挽回セントスルニ當リテハ經濟ノ本義ヲ誤ラズ經濟上ノ德義ヲ守リ
而モ法律ノ保護アツテ仮リニモ自己曖昧ノ手段ヲナス名分ヲ明ニシ
故ナク法ヲ蔑シ一ケ人ノ所有セル有害ノ鉱業ヲ停止スル能ハズシテ
數十方良民ノ生業ヲ停止スル如キ不德義ニシテ且ツ得失ノ償
ハサルコトヲ嚴禁シ謹テ經濟ノ原理ニ逆ラサレバ常ニ天産ノ勞

銀少ナクシテ功益多キヲ見ンノ今人爲ノ害ヲ加ヘズ天産ヲ害サ
ズ洪水ヲ大ナラシメズ混毒ヲ汎濫セシメズ民屋ヲ漂流セシメズ土地及
地ノ利ヲ毒スル事ヲ禁スルニ當ツテ誰レカ之ヲ拒ムモノアラシヤ試シニ己
往銅山鉅毒予防工事ヲ見ヨ地形狹隘工事ノ為シ難キ其ノ煙
ハ山土ヲ毒シ且ツ捨石鏡等ハ一雨毎ニ酸化シテ河中ニ注ギ雨降レバ
忽チ毒量増加シテ魚ノ死シテ流ルニ至ル鉅毒ノ堆積所ヲ
始メ雨ハ全山ヲ毒シ又二万人余ノ汚物ヲ常ニ放流シテ飲
用水ヲ汚滅ニスル等擧ゲテ云フベカラサルナリ若シ足尾銅山ヲ除キ
其以南及東方諸山ノミ雨降ラバ其洪水ハ無毒ニシテ今天然
ノ肥料ヲ齎ス事旧ノ如シ三十一一年以來足尾山ニ大雨少ナリ他山ノ
雨屢々ナルガ為メ三十二年以降ハ鉅毒ノ流下少ナクシテ却ツテ諸
支川ノ齎ス肥料ノ來リタルヲ見ルベシ
足尾山附近暴風雨少ナキノ致スルニシテ

即チ三十二年以來大洪水ハ風雨時間ノ然ラシムルモノナルヲ然ルニ
 三十二年以來二十九、三十一年ノ如キ大洪水ニ乗ズル多量ノ毒ノ至ラザリシヲ見テ
 之ニ悉ク沈澱瀘過ニ池等ノ効能ニ帰セントスルモノアレバ之レ氣候風雨ノ
 加減ヲシラザルノ妄言ト云ハサルヲ得ズ若シ夫レ一朝暴風雨ノ足尾以北
 二達シ大雨為メニ降り山岳為メニ崩レ岩ヲ流シ谷ヲ埋メシ二十九
 三十一年ノ如キ事変起ラレカ足尾工場ノ家屋沈澱地等ヲ
 掠メ去ルホドノ暴流トナリ常ニ堆積セル毒土砂岩片悉ク崩解
 破壊シ其慘状ノ測ルベカラザルモノアリ決シテ氣候無事白ヲ以テ
 論了スベキモノニアサルハ明カナリ又假令斯ル事変ナキト雖モ天然
 ノ許サザル嚴冬沈澱池瀘過池ノ結氷ニ至ル氣候如何セシ
 又危險狹隘ノ区域ヲ構造セシ沈澱瀘過ノ両池ノ数少ナク且ツ
 偏少ニシテ兇戯ノ類シ結局ノ全功ヲ奏スル能ハザルヲ如何之レヲ以テ
 予防工事ナルモノハ徒ラニ無經驗者流ノ巡視スルトキ俄カニ川ヲ浚ヒ
 砂ヲ更メ石灰ヲ多量ニ用ユル等現在之ヲ証明スベシ而モ尚逃辭
 ヲ構ヘ予防工事以來ハ足尾ヨリ鉍毒ノ流出ナシト只山田郡太
 間々附近ノ河底ニ沈澱セル毒砂ノ大雨河水ノ奔下スルトキ攪拌
 セラレテ流毒汎濫大害ヲナセルノミト此ノ言ノ妄ナルニ驚クベシ如何ト
 ナレバ毒砂ハ常ニ河底水底アルモノナリ何ソゾ洪水ヲ待ツテ
 初メテ酸化流出スルモノニアラズ然ルニ天氣晴明流水平穩ノトキハ
 毒流少ナキハ正ニ之レ河底ヨリ流出スル毒ノミニシテ雨ノ日新ニ山土
 及諸石諸屑碎片及工場附近ニ散布セル毒砂ノ洗ハレテ
 酸化シ混毒トナリ自然ニ放流セラル、モノ集マツテ河水ヲ毒スルモノ
 ニテ決シテ大間々邊ノ水中ヨリ酸化毒流スベキ理由ナキハ明カニ知
 ルヲ得ン況ンヤ大間々邊ノ河底ハ大石多クシテ毒砂ノ多ク沈滯
 スベキ水勢ノアラザラヤ之ヲ約言セバ足尾ニ雨降ラザレバ流毒少ナク
 足尾ニ雨降レバ必ズ流毒多キヲ以テ証シ得ベシ畢竟足尾銅山ニ監

即チ三十二年以來大洪水ハ風雨時間ノ然ラシムルモノナルヲ然ルニ
 三十二年以來二十九、三十一年ノ如キ大洪水ニ乗ズル多量ノ毒ノ至ラザリシヲ見テ
 之ニ悉ク沈澱瀘過ニ池等ノ効能ニ帰セントスルモノアレバ之レ氣候風雨ノ
 加減ヲシラザルノ妄言ト云ハサルヲ得ズ若シ夫レ一朝暴風雨ノ足尾以北
 二達シ大雨為メニ降り山岳為メニ崩レ岩ヲ流シ谷ヲ埋メシ二十九
 三十一年ノ如キ事変起ラレカ足尾工場ノ家屋沈澱地等ヲ
 掠メ去ルホドノ暴流トナリ常ニ堆積セル毒土砂岩片悉ク崩解
 破壊シ其慘状ノ測ルベカラザルモノアリ決シテ氣候無事白ヲ以テ
 論了スベキモノニアサルハ明カナリ又假令斯ル事変ナキト雖モ天然
 ノ許サザル嚴冬沈澱池瀘過池ノ結氷ニ至ル氣候如何セシ
 又危險狹隘ノ区域ヲ構造セシ沈澱瀘過ノ両池ノ数少ナク且ツ
 偏少ニシテ兇戯ノ類シ結局ノ全功ヲ奏スル能ハザルヲ如何之レヲ以テ
 予防工事ナルモノハ徒ラニ無經驗者流ノ巡視スルトキ俄カニ川ヲ浚ヒ

砂ヲ更メ石灰ヲ多量ニ用ユル等現在之ヲ証明スベシ而モ尚逃辭
 ヲ構ヘ予防工事以來ハ足尾ヨリ鉍毒ノ流出ナシト只山田郡太
 間々附近ノ河底ニ沈澱セル毒砂ノ大雨河水ノ奔下スルトキ攪拌
 セラレテ流毒汎濫大害ヲナセルノミト此ノ言ノ妄ナルニ驚クベシ如何ト
 ナレバ毒砂ハ常ニ河底水底アルモノナリ何ソゾ洪水ヲ待ツテ
 初メテ酸化流出スルモノニアラズ然ルニ天氣晴明流水平穩ノトキハ
 毒流少ナキハ正ニ之レ河底ヨリ流出スル毒ノミニシテ雨ノ日新ニ山土
 及諸石諸屑碎片及工場附近ニ散布セル毒砂ノ洗ハレテ
 酸化シ混毒トナリ自然ニ放流セラル、モノ集マツテ河水ヲ毒スルモノ
 ニテ決シテ大間々邊ノ水中ヨリ酸化毒流スベキ理由ナキハ明カニ知
 ルヲ得ン況ンヤ大間々邊ノ河底ハ大石多クシテ毒砂ノ多ク沈滯
 スベキ水勢ノアラザラヤ之ヲ約言セバ足尾ニ雨降ラザレバ流毒少ナク
 足尾ニ雨降レバ必ズ流毒多キヲ以テ証シ得ベシ畢竟足尾銅山ニ監

即チ三十二年以來大洪水ハ風雨時間ノ然ラシムルモノナルヲ然ルニ
 三十二年以來二十九、三十一年ノ如キ大洪水ニ乗ズル多量ノ毒ノ至ラザリシヲ見テ
 之ニ悉ク沈澱瀘過ニ池等ノ効能ニ帰セントスルモノアレバ之レ氣候風雨ノ
 加減ヲシラザルノ妄言ト云ハサルヲ得ズ若シ夫レ一朝暴風雨ノ足尾以北
 二達シ大雨為メニ降り山岳為メニ崩レ岩ヲ流シ谷ヲ埋メシ二十九
 三十一年ノ如キ事変起ラレカ足尾工場ノ家屋沈澱地等ヲ
 掠メ去ルホドノ暴流トナリ常ニ堆積セル毒土砂岩片悉ク崩解
 破壊シ其慘状ノ測ルベカラザルモノアリ決シテ氣候無事白ヲ以テ
 論了スベキモノニアサルハ明カナリ又假令斯ル事変ナキト雖モ天然
 ノ許サザル嚴冬沈澱池瀘過池ノ結氷ニ至ル氣候如何セシ
 又危險狹隘ノ区域ヲ構造セシ沈澱瀘過ノ両池ノ数少ナク且ツ
 偏少ニシテ兇戯ノ類シ結局ノ全功ヲ奏スル能ハザルヲ如何之レヲ以テ
 予防工事ナルモノハ徒ラニ無經驗者流ノ巡視スルトキ俄カニ川ヲ浚ヒ

督責ナキコト多年ノ久シキ害ニシテ觸ル、コト二十二年終ニ被
 害民ノ争ヘアリシヨリ十二年ノ長キニモ拘ハラズ其被害地ノ区域ヲ
 廣キニ至ラシメシハ毫モ監督ナカリシヲ証スベシ之レ事実ノ証明
 スル処殊ニ足尾山内八人目遠ク十余里ノ深山ニシテ常ニ政府
 ノ監督ナク徒ラニ犯罪隱匿ノ巢窟所トナリ又ハ治外法權ノ暴
 横所トナリ彼等ノ眼中國家經濟ナク只自家ノ暴力アルコトヲ
 知りテ國家アルコトヲシラス彼レ加害者ナルモノヲ見ヨ今ヲ去ル十二年
 前ニ於テ帝國議會ガ被害地ノ區域未ダ一千六百町ニ過ギサルノ当
 時ヨリ之レヲ絶叫シ被害民モ亦之レヲ請願セシニ鉦業者自ラ
 豫防ノ工事ヲナスベキ義務ヲシラス僅カニ粉鉦採集器ナルモ
 ノヲ据付ケ政府ヲ欺キ國家ヲ欺クニ鉦毒除外ノ器械ト偽リタ
 ルホトノモノナルオヤ又三十年春被害民多数ノ請願ニヨリ又ハ議
 會ノ質問ニヨリ内閣足尾銅山鉦毒調査会ナルモノヲ設置セラレシ
 ン
 此モ同調査ノ結果豫防工事ノ命令ヲ受ケテ止ムナク又之レニ
 應スルガ如キノミ彼レハ自カラ振ツテ之レヲ為シタル事モナク彼レガ
 營業ノ義務ト德義ヲ知ラサルヲ証明スベシ彼レハタトヒ自カラ
 振ツテ真実ノ豫防ヲ為スト雖モ氣候ト地形及地勢及水利水害等ノ
 天形ニ反対セル工事ノ到底如何トモスベカラザルヲ予知セシモノナレバナリ彼レ
 ハ何故ニ自カラ震ツテ鉦業ヲ停止セザリシカ又仮令鉦業主カ營業
 ノ德義ヲ守ラストスルモ政府
 ノ監督ヲ守ラストスルモ政府
 其之ヲ監督セザルノ結果ハイカナルベキカ
 同三十年ニ於テ鉦毒泥渣浸入地ノ名ヲ以テ実地免租ヲ為シタル
 土地ハ実ニ二万四千六百町ノ多キニ至レルオヤ而テ被害地ハ之ニ止マ
 ラズ尚此地下流諸縣モ亦数万町歩ノ鉦毒被害地ヲ見ルニ至
 ルモノナルオヤ之レヨリ六年前千六百町ノ被害地ヲ驚キテ議會ハ之
 レヲ忠告シ人民ハ鉦毒除外及ビ停止ヲ請願シテ其監督ヲ要

督責ナキコト多年ノ久シキ害ニシテ觸ル、コト二十二年終ニ被
 害民ノ争ヘアリシヨリ十二年ノ長キニモ拘ハラズ其被害地ノ区域ヲ
 廣キニ至ラシメシハ毫モ監督ナカリシヲ証スベシ之レ事実ノ証明
 スル処殊ニ足尾山内八人目遠ク十余里ノ深山ニシテ常ニ政府
 ノ監督ナク徒ラニ犯罪隱匿ノ巢窟所トナリ又ハ治外法權ノ暴
 横所トナリ彼等ノ眼中國家經濟ナク只自家ノ暴力アルコトヲ
 知りテ國家アルコトヲシラス彼レ加害者ナルモノヲ見ヨ今ヲ去ル十二年
 前ニ於テ帝國議會ガ被害地ノ區域未ダ一千六百町ニ過ギサルノ当
 時ヨリ之レヲ絶叫シ被害民モ亦之レヲ請願セシニ鉦業者自ラ
 豫防ノ工事ヲナスベキ義務ヲシラス僅カニ粉鉦採集器ナルモ
 ノヲ据付ケ政府ヲ欺キ國家ヲ欺クニ鉦毒除外ノ器械ト偽リタ
 ルホトノモノナルオヤ又三十年春被害民多数ノ請願ニヨリ又ハ議
 會ノ質問ニヨリ内閣足尾銅山鉦毒調査会ナルモノヲ設置セラレシ
 ン

督ノ責ナキコト多年ノ久シキ害ニシテ觸ル、コト二十二年終ニ被
 害民ノ争ヘアリシヨリ十二年ノ長キニモ拘ハラズ其被害地ノ区域ヲ
 廣キニ至ラシメシハ毫モ監督ナカリシヲ証スベシ之レ事実ノ証明
 スル処殊ニ足尾山内八人目遠ク十余里ノ深山ニシテ常ニ政府
 ノ監督ナク徒ラニ犯罪隱匿ノ巢窟所トナリ又ハ治外法權ノ暴
 横所トナリ彼等ノ眼中國家經濟ナク只自家ノ暴力アルコトヲ
 知りテ國家アルコトヲシラス彼レ加害者ナルモノヲ見ヨ今ヲ去ル十二年
 前ニ於テ帝國議會ガ被害地ノ区域未ダ一千六百町ニ過ギサルノ当
 時ヨリ之レヲ絶叫シ被害民モ亦之レヲ請願セシニ鉦業者自ラ
 予防ノ工事ヲナスベキ義務ヲシラス僅カニ粉鉦採集器ナルモ
 ノヲ据付ケ政府ヲ欺キ國家ヲ欺クニ鉦毒除外ノ器械ト偽リタ
 ルホトノモノナルオヤ又三十年春被害民多数ノ請願ニヨリ又ハ議
 會ノ質問ニヨリ内閣足尾銅山鉦毒調査会ナルモノヲ設置セラレシ
 ン
 トキモ同調査ノ結果予防工事ノ命令ヲ受ケテ止ムナク又之レニ
 應スルガ如キノミ彼レハ自カラ振ツテ之レヲ為シタル事モナク彼レガ
 營業ノ義務ト德義ヲ知ラサルヲ証明スベシ彼レハタトヒ自カラ
 振ツテ真実ノ予防ヲ為スト雖モ氣候ト地形及地勢及水利水害等ノ
 天形ニ反対セル工事ノ到底如何トモスベカラザルヲ予知セシモノナレバナリ彼レ
 ハ何故ニ自カラ震ツテ鉦業ヲ停止セザリシカ又仮令鉦業主カ營業
 ノ德義ヲ守ラストスルモ政府
 ノ監督ヲ守ラストスルモ政府
 其之ヲ監督セザルノ結果ハイカナルベキカ
 同三十年ニ於テ鉦毒泥渣浸入地ノ名ヲ以テ実地免租ヲ為シタル
 土地ハ実ニ二万四千六百町ノ多キニ至レルオヤ而テ被害地ハ之ニ止マ
 ラズ尚此地下流諸縣モ亦数万町歩ノ鉦毒被害地ヲ見ルニ至
 ルモノナルオヤ之レヨリ六年前千六百町ノ被害地ヲ驚キテ議會ハ之
 レヲ忠告シ人民ハ鉦毒除外及ビ停止ヲ請願シテ其監督ヲ要

之ヲ信スルモノアラシヤ見ヨ巳ニ二十五年ノ豫防工事功能ナク次
ニ三十年ノ豫防工事モ亦結局其功ヲ見ル能ハズ如何セシ豫防
工事ナルモノハ只徒ニ被レ加害者ガ被害民ノ請願ヲ妨クル為
メノ口実ニ過ギサルコト明カタリ今ヨリ之レヲ改メ専ラ此國家經
濟上ニ於テ之等ノ悪弊ヲ生セシメタルヲ悔ヒ改メ彼レハ已往ノ
失策ヲ顧ミ國家ノ損害ヲ救済スベシ假令被害民ノ無知
識ニシテ組シ易キニ乗ジ金力飽クナキ暴勢家ノ常トシテ
貧弱窮苦疾病毒食ノ被害民ヲ尚禽獸トシテ
卑シメ之ヲ侮辱スルコトヲ憚ラズ實ニ彼レノ恣ニセバ被害民ニ
對シテハ生殺與奪ヲモ恣ニスルカ得ベシト雖モ天ノ時ト地ノ利トニ
逆フテ何ヲ以テ予防工事ノ完全ヲ期スヘクモアラズイカニ社界ヲ欺
キ國家ヲ欺クノ甚シキカ予防工事以來毒ナシト断言スルヲ許サ
ズ染色洗晒ニ用ユルノ水質等ハ尤モ其佳良ナルモノヲ選ニアリ

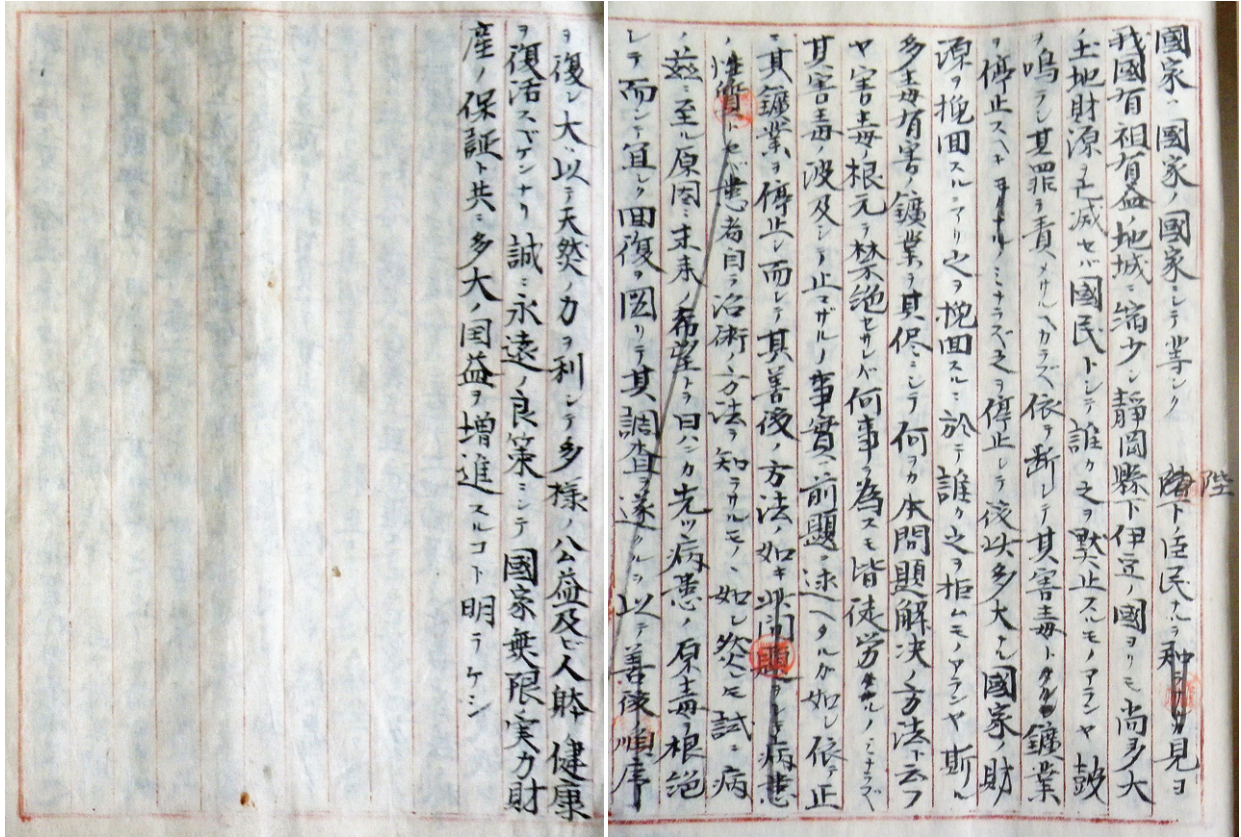
求セシニモ拘ハラズ言フ左右ニ托シ地方官等ニ内命シテ將來ハ必ズ
鉍毒ヲ流下セシメサルコトヲ公言シ之レヲ誓約書中ニ明記シテ
僅カノ損害金ヲ与ヘテ永ク此人民ヲ欺キタル地方モアリ右等
ノ奸手段ハ毎度地方官ノ手ヲ経テ其周旋ニ當ラシメタル
モノナレバ被害民等カ再ビ流毒ノ来ラサルモノト信セシモ決
シテ不当ノ解釈ニアラザルナリ而シテ一方ハ銅山ニハ本来毫モ
鉍毒ナク其二十九年ニ至ルマデ毫モ約束ヲ守リシコトナキノミナラズ
鉍毒ハ前年ニ數倍シ鉍毒地ヲ幾十倍ノ多キニ至ラシメ尚
引キ続キ今日ノ有様ニ至ルマデ毫モ監督ノナキ事ハ以上ノ歴
史ヲ以テ明確ノ証跡トスル所ナリ夫渡良瀬利根沿岸ハ人目遠
カラサルノ町村ナリ而シテ之ヲ監督スル能ハズ況ンヤ足尾鉍山ハ深山幽
谷ノ間ニ在リ從來ニ外ニ権者横ニ鑛業者對シ何等ノ
監督力行フベカラサルハ已往ノ实例カ保証スルモノニシテ誰レカ

求セシニモ拘ハラズ言フ左右ニ托シ地方官等ニ内命シテ將來ハ必ズ
鉍毒ヲ流下セシメサルコトヲ公言シ之レヲ誓約書中ニ明記シテ
僅カノ損害金ヲ与ヘテ永ク此人民ヲ欺キタル地方モアリ右等
ノ奸手段ハ毎度地方官ノ手ヲ経テ其周旋ニ當ラシメタル
モノナレバ被害民等カ再ビ流毒ノ来ラサルモノト信セシモ決
シテ不当ノ解釈ニアラザルナリ而シテ一方ハ銅山ニハ本来毫モ
鉍毒ナク其二十九年ニ至ルマデ毫モ約束ヲ守リシコトナキノミナラズ
鉍毒ハ前年ニ數倍シ鉍毒地ヲ幾十倍ノ多キニ至ラシメ尚
引キ続キ今日ノ有様ニ至ルマデ毫モ監督ノナキ事ハ以上ノ歴
史ヲ以テ明確ノ証跡トスル所ナリ夫渡良瀬利根沿岸ハ人目遠
カラサルノ町村ナリ而シテ之ヲ監督スル能ハズ況ンヤ足尾鉍山ハ深山幽
谷ノ間ニ在リ從來何等ノ
監督力行フベカラサルハ已往ノ实例カ保証スルモノニシテ誰レカ
之ヲ信スルモノアラシヤ見ヨ巳ニ二十五年ノ予防工事功能ナク次
ニ三十年ノ予防工事モ亦結局其功ヲ見ル能ハズ如何セシ予防
工事ナルモノハ只徒ニ被レ加害者ガ被害民ノ請願ヲ妨クル為
メノ口実ニ過ギサルコト明カタリ今ヨリ之レヲ改メ専ラ此國家經
濟上ニ於テ之等ノ悪弊ヲ生セシメタルヲ悔ヒ改メ彼レハ已往ノ
失策ヲ顧ミ國家ノ損害ヲ救済スベシ假令被害民ノ無知
識ニシテ組シ易キニ乗ジ金力飽クナキ暴勢家ノ常トシテ
貧弱窮苦疾病毒食ノ被害民ヲ
卑シメ之ヲ侮辱スルコトヲ憚ラズ實ニ彼レノ恣ニセバ被害民ニ
對シテハ生殺與奪ヲモ恣ニスルカ得ベシト雖モ天ノ時ト地ノ利トニ
逆フテ何ヲ以テ予防工事ノ完全ヲ期スヘクモアラズイカニ社界ヲ欺
キ國家ヲ欺クノ甚シキカ予防工事以來毒ナシト断言スルヲ許サ
ズ染色洗晒ニ用ユルノ水質等ハ尤モ其佳良ナルモノヲ選ニアリ

然ルニ毫モ此水質ニ害アレバ其損害ノ及ブ所概シ光澤
 在リテ速ニ速辞シ以テ槍ヲモトシテ而モ尚遁辞ヲ為ス
 モノアラバ之レニ問ハン沈澱池濾過池等ヨリ流出セル水ノ透明
 ナレバ毒ナシト云フカ若シ果シテ然リトセバ此水ニ魚ヲ入ル、時ハ
 数時間若クハ数十分ニシテ死亡スルヲ如何渡良瀬川ノ古来
 佳良ノ水質ニシテ深酒染色等ニ利多カリシニ今ヤ普通ノ
 水質ニモ劣レリトセバ之レ非常ノ大差ナリ畢竟三十年
 豫防工事ヲ以テ来毒ナシト称スルカ
 証ルノ甚シキモノト云フベシ凡一度過ヲ為スモノ二度ナシト
 云フベカラス二度過ヲ為スモノコレヲ三度過チシト云フノ權利ナシ
 之レヲ以テ加害者ヲシテ大ニ悔悟スル処カラシメサルヘカラス且ツ従来
 監督ナキ鉾山ヲシテ今ヨリ後チ監督スベシトノ信用得ルモ
 ノニモアラズ況シヤ無用ノ属スル豫防工事ハ固ヨリ之レノ監スルノ必用
 ナケレバナリ必用ナキ処ハ国家経済ノ許サザル処ナラン又經濟上
 利害ノ大小ヲ比較セヨ五州ノ沃野ヲ挙ゲテ不毛ノ地ニ化シ去ラシ
 ムルヲ予想セヨ之ヲ以テ已往ニ於テ監督ノ責アリト云フカ又其利
 害ノ如何ナルカラ比較セヨ銅山ニ得ル利益ノ小ニシテ五州ノ水利
 水害關係町村損害ノ大ナルヲ見ルベシ其得失大小輕重ノ大差
 アルコト之レヲ調査セズシテ空シク歲月經過セシモノ之ヲ如何誰カ
 以テ無経倫ニ驚カサラン国家ハ断然經濟ノ自然ニ則リ利害
 ヲ判別シ国家經濟ノ本然ニ歸リ苟モ牽強附会ノ説ヲ用ヒ
 ズ国家ハ百世ノ恥辱ト後世ノ悔ヲ遺ス勿レ
 古来ノ住民カ自然ノ風土ニ養ハレ千數百年ニ涉リテ
 勤勞ヲ加ヘテ関東八州ノ中央ニ五列ノ野ヲ茲ニ開拓シ祖先ノ辛苦
 子孫ノ經營ヲ知リテ誰レカ一人ノ左右ニ處ニ任センヤ
 死ヲ致シテ之レニ反抗セサルヲ得サルモノナリイカニ関東ノ人氣怯弱ナリト雖モ

ナケレバナリ必用ナキ処ハ国家經濟ノ許サザル処ナラン又經濟上
 利害ノ大小ヲ比較セヨ五州ノ沃野ヲ挙ゲテ不毛ノ地ニ化シ去ラシ
 ムルヲ予想セヨ之ヲ以テ已往ニ於テ監督ノ責アリト云フカ又其利
 害ノ如何ナルカラ比較セヨ銅山ニ得ル利益ノ小ニシテ五州ノ水利
 水害關係町村損害ノ大ナルヲ見ルベシ其得失大小輕重ノ大差
 アルコト之レヲ調査セズシテ空シク歲月經過セシモノ之ヲ如何誰カ
 以テ無経倫ニ驚カサラン国家ハ断然經濟ノ自然ニ則リ利害
 ヲ判別シ国家經濟ノ本然ニ歸リ苟モ牽強附会ノ説ヲ用ヒ
 ズ国家ハ百世ノ恥辱ト後世ノ悔ヲ遺ス勿レ
 古来ノ住民カ自然ノ風土ニ養ハレ千數百年ニ涉リテ
 勤勞ヲ加ヘテ関東八州ノ中央ニ五列ノ野ヲ茲ニ開拓シ祖先ノ辛苦
 子孫ノ經營ヲ知リテ誰レカ一人ノ左右ニ處ニ任センヤ
 死ヲ致シテ之レニ反抗セサルヲ得サルモノナリイカニ関東ノ人氣怯弱ナリト雖モ

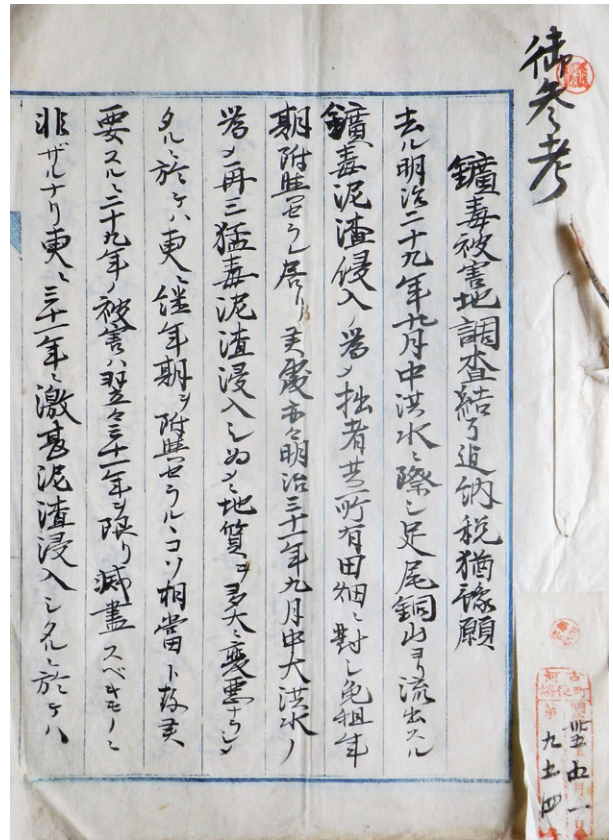
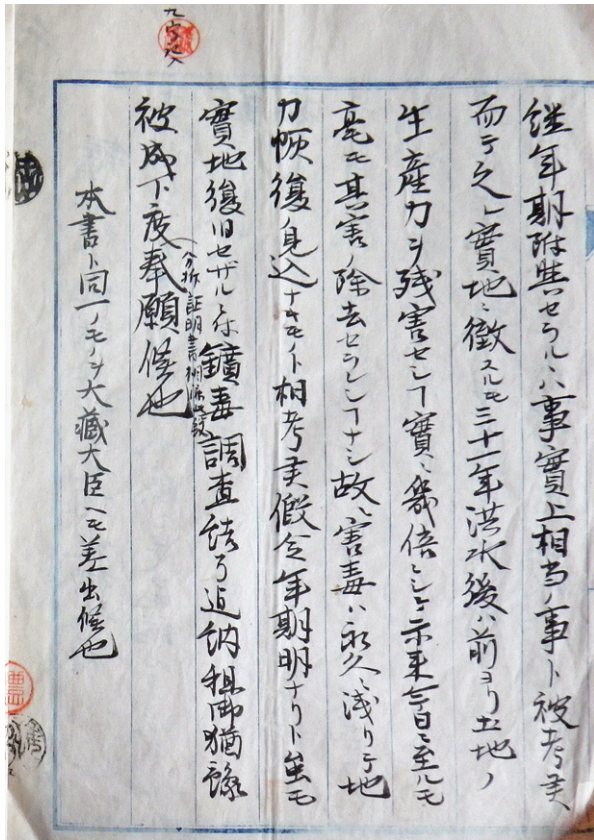
然ルニ毫モ此水質ニ害アレバ其損害ノ及ブ所
 而モ尚遁辞ヲ為ス
 モノアラバ之レニ問ハン沈澱池濾過池等ヨリ流出セル水ノ透明
 ナレバ毒ナシト云フカ若シ果シテ然リトセバ此水ニ魚ヲ入ル、時ハ
 数時間若クハ数十分ニシテ死亡スルヲ如何渡良瀬川ノ古来
 佳良ノ水質ニシテ深酒染色等ニ利多カリシニ今ヤ普通ノ
 水質ニモ劣レリトセバ之レ非常ノ大差ナリ
 然共三十年予防工事以來毒ナシト称スルカ
 証ルノ甚シキモノト云フベシ凡一度過ヲ為スモノ二度ナシト
 云フベカラス二度過ヲ為スモノコレヲ三度過チシト云フノ權利ナシ
 之レヲ以テ加害者ヲシテ大ニ悔悟スル処カラシメサルヘカラス且ツ従来
 監督ナキ鉾山ヲシテ今ヨリ後チ監督スベシトノ信用得ルモ
 ノニモアラズ況シヤ無用ノ属スル豫防工事ハ固ヨリ之レノ監スルノ必用
 ナケレバナリ必用ナキ処ハ国家經濟ノ許サザル処ナラン又經濟上
 利害ノ大小ヲ比較セヨ五州ノ沃野ヲ挙ゲテ不毛ノ地ニ化シ去ラシ
 ムルヲ予想セヨ之ヲ以テ已往ニ於テ監督ノ責アリト云フカ又其利
 害ノ如何ナルカラ比較セヨ銅山ニ得ル利益ノ小ニシテ五州ノ水利
 水害關係町村損害ノ大ナルヲ見ルベシ其得失大小輕重ノ大差
 アルコト之レヲ調査セズシテ空シク歲月經過セシモノ之ヲ如何誰カ
 此無経倫ニ驚カサラン国家ハ断然經濟ノ自然ニ則リ利害
 ヲ判別シ国家經濟ノ本然ニ歸リ苟モ牽強附会ノ説ヲ用ヒ
 ズ国家ハ百世ノ恥辱ト後世ノ悔ヲ遺ス勿レ
 古来ノ住民カ自然ノ風土ニ養ハレ千數百年ニ涉リテ
 勤勞ヲ加ヘテ関東八州ノ中央ニ五列ノ野ヲ茲ニ開拓シ祖先ノ辛苦
 子孫ノ經營ヲ知リテ誰レカ一人ノ左右ニ處ニ任センヤ
 死ヲ致シテ之レニ反抗セサルヲ得サルモノナリイカニ関東ノ人氣怯弱ナリト雖モ



國家ハ國家ノ國家ニシテ等シク 陛下ノ臣民ナルヲ見ヨ
 我國有祖有益ノ地域ニ縮少シ靜岡縣下伊豆ノ國ヨリモ尚多大
 ノ土地財源ヲ亡滅セバ國民トシテ誰レカ之ヲ黙止スルモノアラシヤ鼓
 ヲ鳴ラシ其罪ヲ責メサルヘカラズ依テ斷シテ其害毒トタル鉍業
 ヲ停止スヘキノミナラズ之ヲ停止シテ後此多大ナル國家ノ財
 源ヲ挽回スルニアリ之ヲ挽回スルニ於テ誰カ之ヲ拒ムモノアラシヤ斯ル
 多毒有害ノ鉍業ヲ其俛ニシテ何ヲカ本問題解決ノ方法ト云フ
 ヤ害毒ノ根元ヲ禁絶セサレバ何事ヲ為スモ皆徒勞ルノミナラズ
 其害毒ノ波及シテ止マザルノ事實前題ニ迷ヘタルガ如シ依テ正
 二其鉍業ヲ停止シ而シテ其善後ノ方法ノ如キ
 (患者目ラ治術ノ方法ヲ知ラサルモノ、如シ然レトモ試ニ病
 ノ茲ニ至ル原因ニ未來ノ希望トヲ曰ハシカ先ツ病患ノ原毒ヲ根絶
 シテ而シテ宜シク回復ヲ図リテ其調査ヲ遂クルヲ以テ)

國家ハ國家ノ國家ニシテ等シク 陛下ノ臣民ナルヲ見ヨ
 我國有祖有益ノ地域ニ縮少シ靜岡縣下伊豆ノ國ヨリモ尚多大
 ノ土地財源ヲ亡滅セバ國民トシテ誰レカ之ヲ黙止スルモノアラシヤ鼓
 ヲ鳴ラシ其罪ヲ責メサルヘカラズ依テ斷シテ其害毒トタル鉍業
 ヲ停止スヘキノミナラズ之ヲ停止シテ後此多大ナル國家ノ財
 源ヲ挽回スルニアリ之ヲ挽回スルニ於テ誰カ之ヲ拒ムモノアラシヤ斯ル
 多毒有害ノ鉍業ヲ其俛ニシテ何ヲカ本問題解決ノ方法ト云フ
 ヤ害毒ノ根元ヲ禁絶セサレバ何事ヲ為スモ皆徒勞ルノミナラズ
 其害毒ノ波及シテ止マザルノ事實前題ニ迷ヘタルガ如シ依テ正
 二其鉍業ヲ停止シ而シテ其善後ノ方法ノ如キ
 (患者目ラ治術ノ方法ヲ知ラサルモノ、如シ然レトモ試ニ病
 ノ茲ニ至ル原因ニ未來ノ希望トヲ曰ハシカ先ツ病患ノ原毒ヲ根絶
 シテ而シテ宜シク回復ヲ図リテ其調査ヲ遂クルヲ以テ)

復シ大ハ以テ天然ノ力ヲ利シテ多様ノ公益及ビ人体ノ健康
 ヲ復活スベケンナリ誠ニ永遠ノ良策ニシテ國家無限ノ實力財
 産ノ保証ト共ニ多大ノ利益ヲ増進スルコト明ラケシ



御参考

(古河町役場 明治三十五年五月一日 第九五四号)

鉍毒被害地調査結了追納税猶予願

去ル明治二十九年九月中洪水之際シ足尾銅山ヨリ流出スル

鉍毒泥渣侵入ノ為メ拙者共所有田畑ニ対シ免租年

期附帯セラレ居リ候処亦々明治三十一年九月中大洪水ノ

為メ再三猛毒泥渣侵入シ為メニ地質ヲ多大ニ変悪ナラシメ

タルニ於テハ更ニ繼年期ヲ附與セラル、コソ相当ト存候

要スルニ二十九年ノ被害ハ翌々三十一年ヲ限り減尽スベキモノニ

非ザルナリ更ニ三十一年ニ激甚泥渣浸入シタルニ於テハ

繼年期附與セラル、ハ事實上相当ノ事ト被考候

而テ之レ実地ニ徴スルモ三十一年洪水後ハ前ヨリ土地ノ

生産力ヲ残害セシコト実ニ幾倍ニシテ示来今日ニ至ルモ

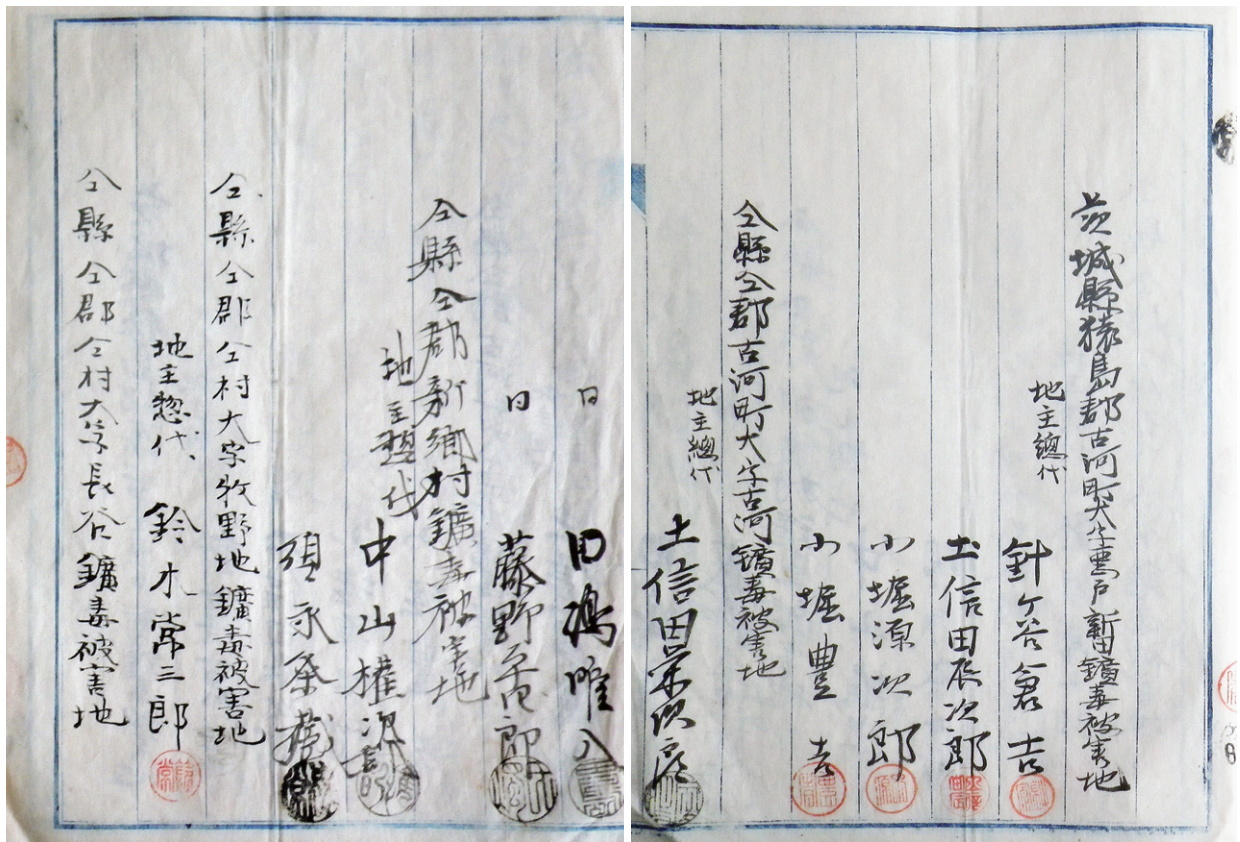
毫モ其害ノ除去セラレシコトナシ故ニ害毒ハ永久ニ残りテ地

力恢復見込ナキモノト相考候假令年期明ナリト雖モ

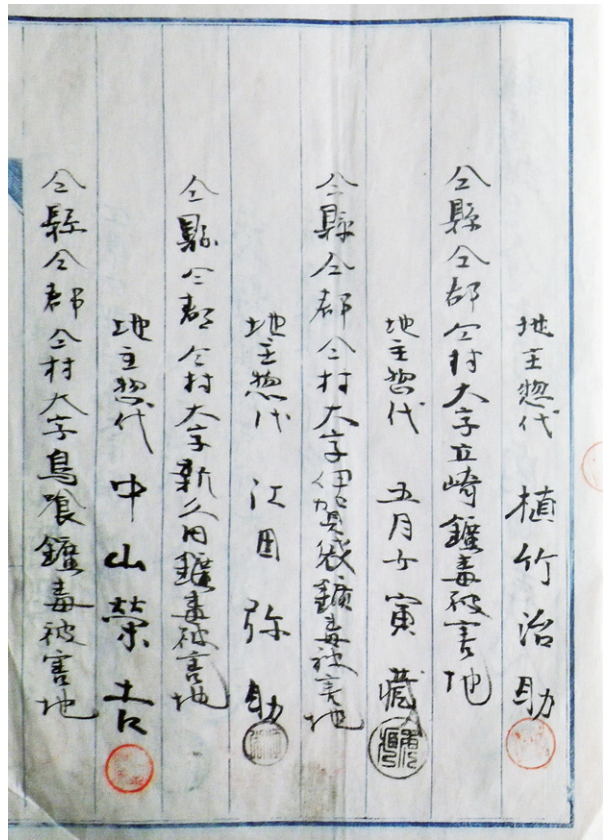
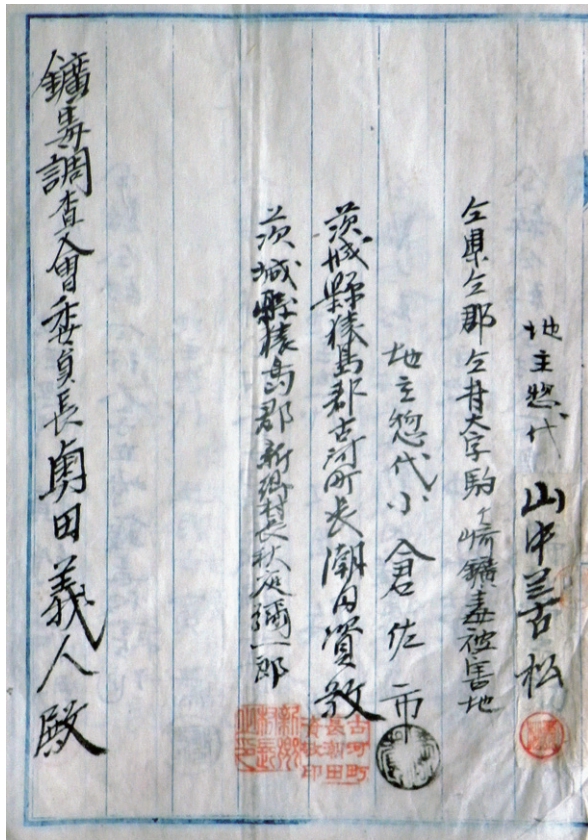
実地復旧セザルニ付鉍毒調査結了追納租御猶予

被成下度 分析証明書相添此段 奉願候也

本書ト同一ノモノヲ大蔵大臣ヘモ差出候也

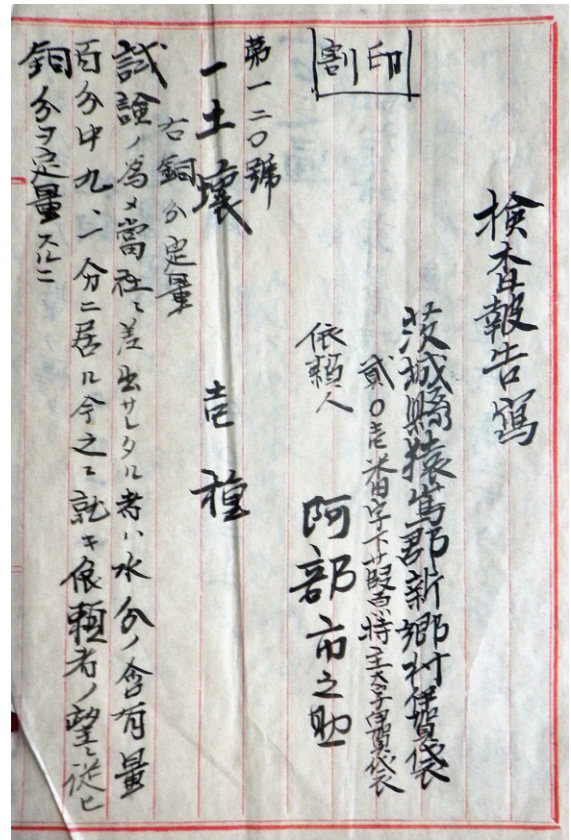
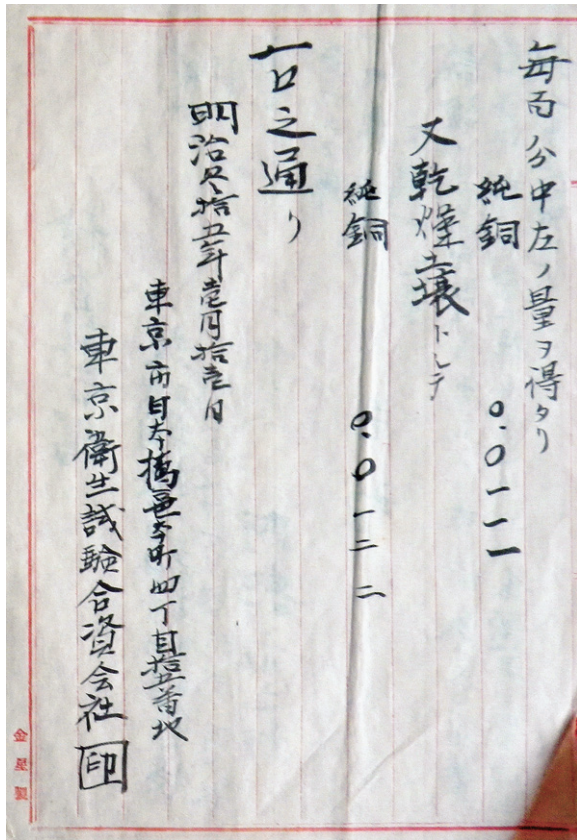


全縣全郡新村大字長谷鉍毒被害地	全縣全郡新村大字牧野地鉍毒被害地	全縣全郡新村鉍毒被害地	全縣全郡古河町大字古河鉍毒被害地	茨城県猿島郡古河町大字薦戸新田鉍毒被害地
地主惣代 鈴木常三郎	地主惣代 鈴木常三郎	地主惣代 中山權次郎	地主惣代 土信田栄次郎	地主惣代 針ヶ谷倉吉
	須永象藏	同 藤野平次郎	同 田嶋唯八	土信田辰次郎
			小堀源次郎	小堀豊吉



鉦毒調査会委員長 奥田義人殿

- 地主惣代 植竹治助
- 全県全郡全村大字立崎鉦毒被害地
- 地主惣代 五月女寅藏
- 全県全郡全村大字伊賀袋鉦毒被害地
- 地主惣代 江田弥助
- 全県全郡全村大字新久田鉦毒被害地
- 地主惣代 中山榮吉
- 全県全郡全村大字鳥喰鉦毒被害地
- 地主惣代 山中善松
- 全県全郡全村大字駒ヶ崎鉦毒被害地
- 地主惣代 小倉佐市
- 茨城県猿島郡古河町長 潮田資敬
- 茨城県猿島郡新郷村長 秋庭彌一郎



検査報告写
割印

茨城県猿島郡新郷村伊賀袋
式〇番字下段原持主大字伊賀袋
依頼人 阿部市之助

第一二〇号

一土壤 志種

右銅分定量

試験ノ為メ当社ト差出サレタル者ハ水分ノ含有量
百分中九、一分二居ル今之ニ就キ依頼者ノ望ミ從ヒ
銅分ヲ定量スルニ

毎百分中左ノ量ヲ得タリ

純銅 〇・〇一一

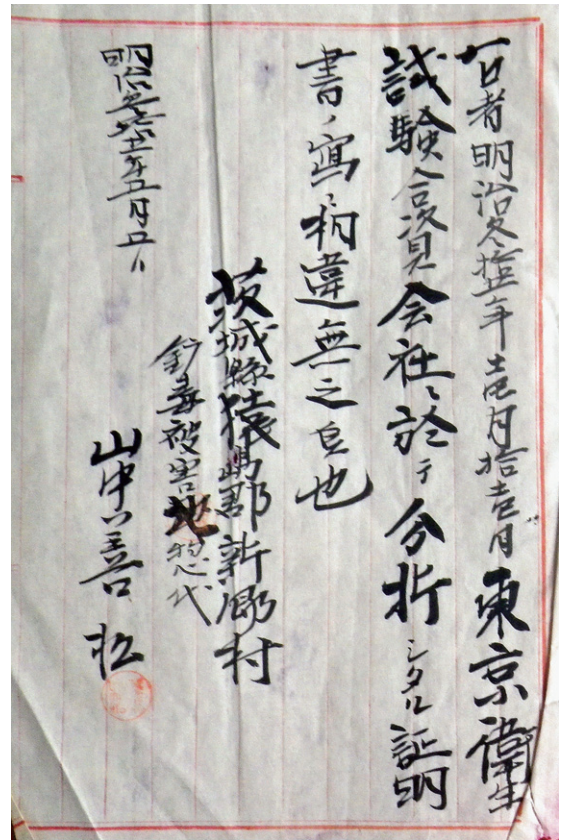
又乾燥土壤トシテ

純銅 〇・〇一一二

右之通り

明治参拾五年五月拾壹日

東京市日本橋區本町四丁目拾五番地
東京衛生試験合資会社印



右者明治参拾五年壹月拾壹日東京衛生

試験合資会社ニ於テ分析シタル証明

書ノ寫ニ相違無之候也

茨城県猿嶋郡新郷村

鉦毒被害地惣代

明治参拾五年五月五日 山中善松

